



津島市景観計画



令和●年●月
津島市

目次

第1章 はじめに	1
1-1. 景観計画策定の背景と目的	1
1-2. 景観計画の位置づけ	1
第2章 本市の景観特性	5
2-1. 本市の概況	5
2-2. 本市の景観特性	7
2-3. 市民を対象としたアンケート調査	15
2-4. 景観ワークショップ	19
2-5. 土地・建物の所有者を対象としたアンケート調査	21
第3章 景観形成の基本理念と方針	28
3-1. 景観形成の基本理念	28
3-2. 良好な景観の形成に関する方針	29
第4章 景観計画区域の設定	31
第5章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項	33
5-1. 基本的な考え方	33
5-2. 行為の制限とは	33
5-3. 届出対象行為	34
5-4. 景観形成基準	35
第6章 景観重要公共施設の整備及び維持管理について	46
第7章 景観重要建造物及び樹木の指定の方針	47
7-1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について	47
7-2. 景観重要建造物の指定方針	47
7-3. 景観重要樹木の指定方針	47
7-4. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手続き	47
第8章 屋外広告物の表示等の行為の制限に関する事項	48
8-1. 市域全域の行為の制限に関する事項	48
8-2. 景観計画区域の行為の制限に関する事項	48
第9章 良好な景観形成の推進方策	49
9-1. 良好な景観形成の推進体制	49
9-2. 段階的な景観形成の推進	51
参考資料	52
景観計画策定の経緯	52

第1章 はじめに

1-1. 景観計画策定の背景と目的

景観とは、町並み等の眺められる対象を示す「景」、それらを眺める主体である人間の感覚や価値観を表す「観」の言葉が組み合わされた「目で見える風景や景色」という意味です。良好な景観を形成することは、暮らしやすさの向上に繋がり、歴史や自然といった地域固有の資源を活かすことで、地域ならではの魅力向上にもなります。

本市の景観には、一団の農地や日光川等の自然、市街地や天王通りの商店街等の生活・産業があります。また、歴史・文化は、本市固有のものが多く、天王川公園や旧街道筋、四季ごとの祭文化は魅力ある景観と言えます。しかし、近年、周辺の景観と調和しない建物への建替え、放置された空き家や空き地の増加等により、良好な景観が失われつつあります。このことから、良好な景観を保全及び再構築するため、景観のルールづくりが必要となります。

そこで良好な景観を保全及び再構築するために、令和5年8月1日に景観行政事務を処理できる景観行政団体となり、景観法(平成16年法律第110号)に基づく景観計画の策定に着手しました。

1-2. 景観計画の位置づけ

(1) 上位関連計画との関係性

「津島市景観計画」は、景観行政団体である本市が策定する景観に関する総合計画です。「津島市総合計画」を上位計画、「津島市都市計画マスタープラン」、「津島市緑の基本計画」、「津島市立地適正化計画」、「津島市空家等対策計画」、「美しい愛知づくり基本計画」を関連計画として整合性を図ります。さらに、「津島市歴史的風致維持向上計画」は、本市固有の歴史・文化に関する計画で、景観との関わりが深いことから、相互に補完し、連携を図ります。(図1-1)

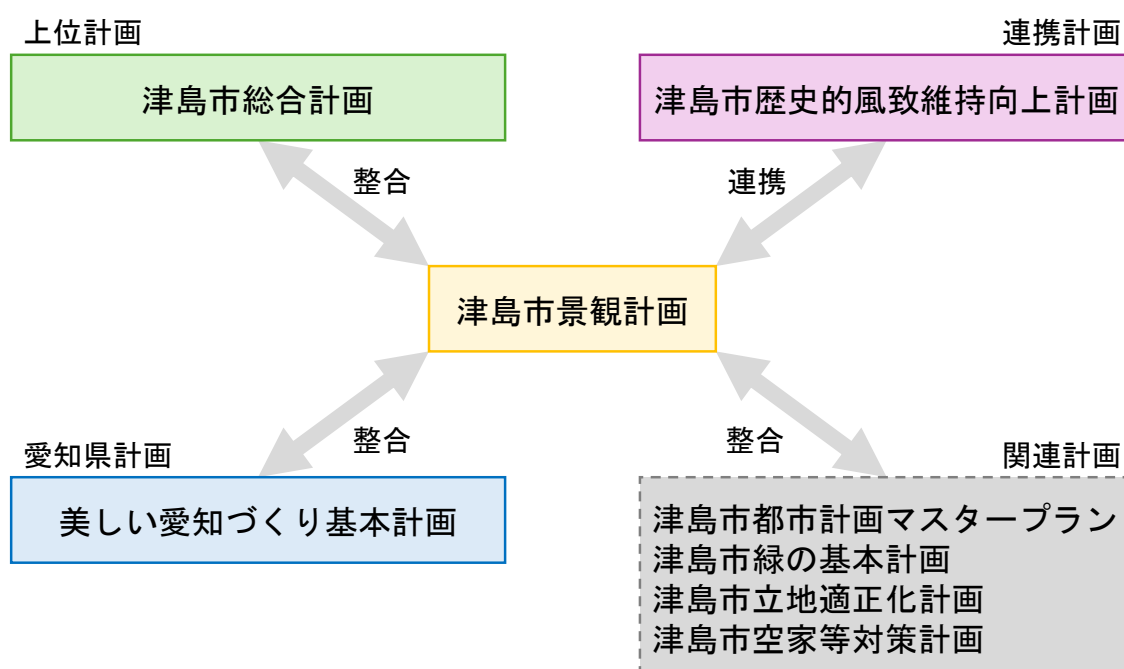


図 1-1 本計画の位置づけ

表1-1 各計画の内容

計画名	主な内容
津島市総合計画	将来像やまちづくりの指針と目標、施策を定めている市の最上位計画
津島市都市計画マスタープラン	「都市計画法（昭和43年第100号）」に基づき、都市の将来像を描き、その実現に向けた都市づくりの目標や方針を示す計画
津島市緑の基本計画	「都市緑地法（昭和48年法律第72号）」に基づき、緑、公園や広場等のオープンスペースに関する総合的な計画
津島市立地適正化計画	「都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）」に基づき、居住や都市機能を集約し、コンパクトで効率的なまちづくりを目指す計画
津島市歴史的風致維持向上計画	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）」に基づき、歴史的風致を守り、育て、継承し、地域活動の活性化につなげることを目指す計画
津島市空家等対策計画	「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」に基づき、空き家問題に関して取り組む基本的な方向性や具体的な施策を示す基本計画
美しい愛知づくり基本計画	愛知県の景観形成に関する基本的な考え方を示す計画

(2) 策定体制

津島市景観計画は、図1-2に示すとおり、複数の庁内関係課で構成される庁内検討会議や様々な関係者・専門家から構成される策定委員会で議論しつつ、市民や所有者に対してアンケート調査やワークショップ、説明会等を通して意見聴取を行ったうえで景観計画(案)を作成します。その後、都市計画審議会での意見聴取やパブリックコメントを経て、津島市景観計画を策定します。

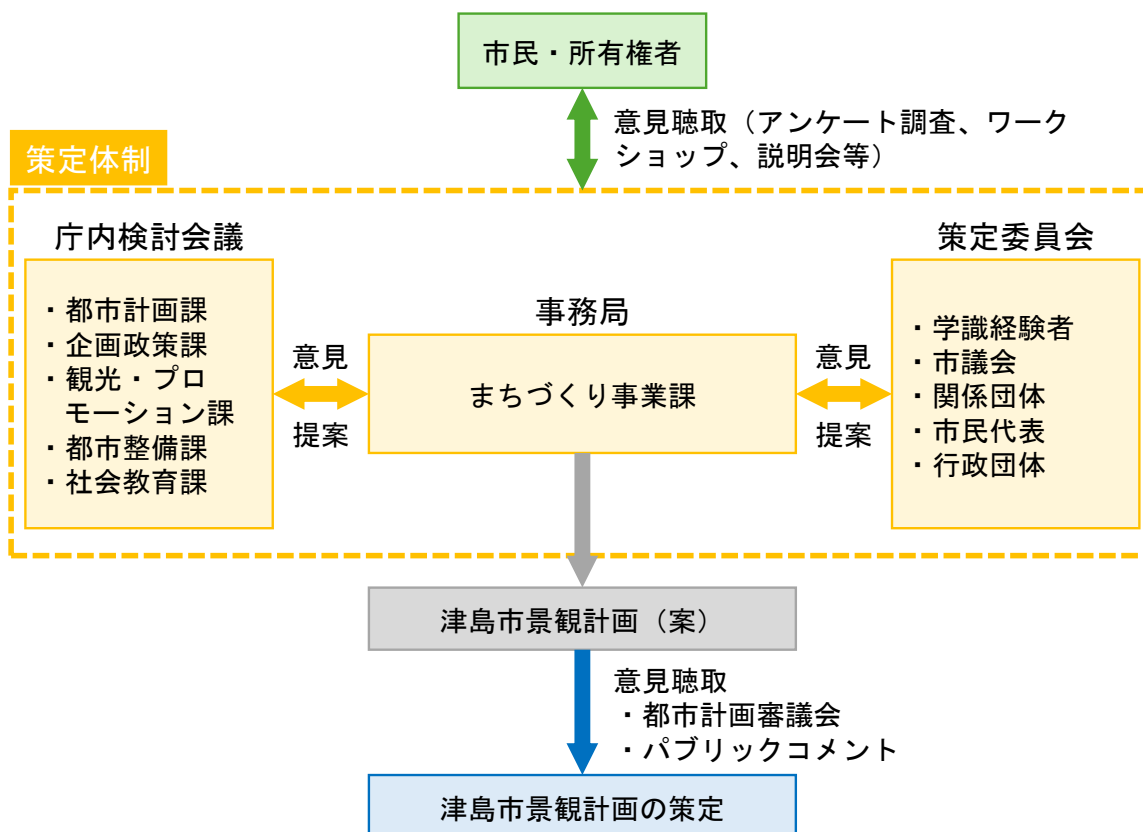


図1-2 本計画の策定体制

(3) まちづくり計画との連携

目指すべき良好な景観形成を進めるため、「津島駅周辺まちづくり構想(案)」のまちづくり計画と一体となって、各エリアにある個性や文化を磨き上げた「津島らしさ」がある景観形成を進めます。

「津島駅周辺まちづくり構想(案)」では点、線、面の3段階で津島駅周辺のまちづくりを進めていく方針を設定しており、特に線と面の段階においては景観保全等による都市空間の高質化を目指しているため、連携しながら景観施策を展開していく必要があります。(図1-3)

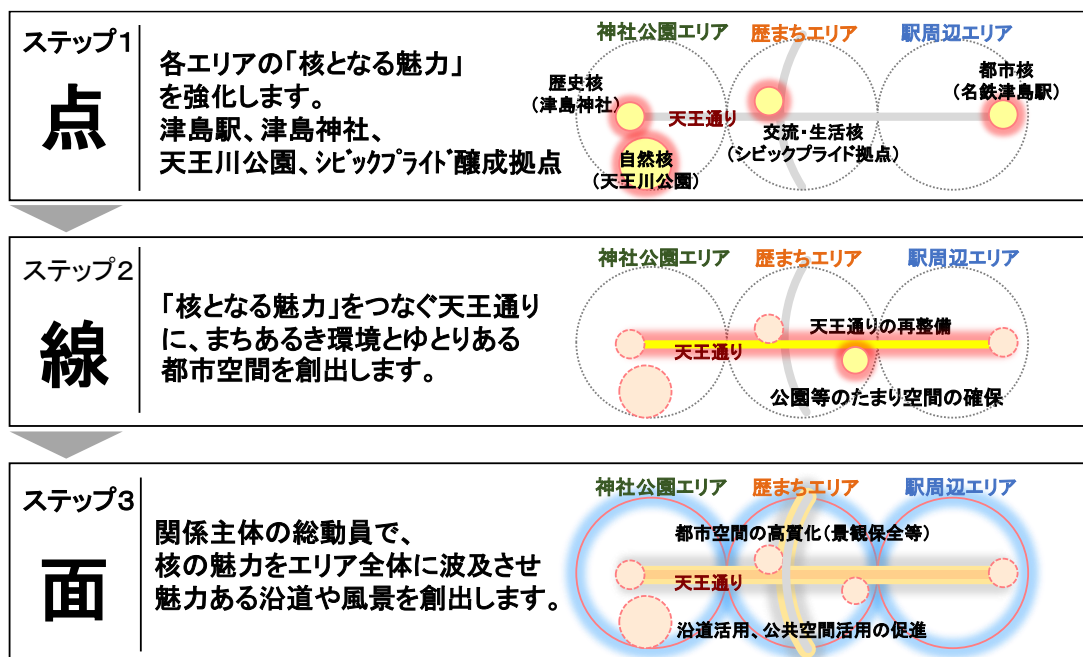


図 1-3 津島駅周辺まちづくり構想(案)に基づく津島駅周辺のまちづくりイメージ

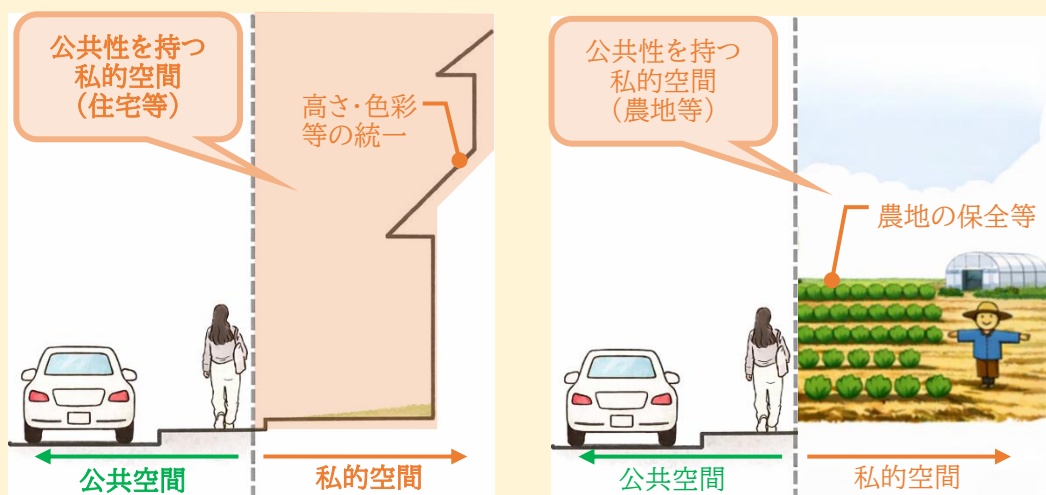
コラム ～「景観」と本計画における景観形成の対象～

景観は、道路や公園、河川、農地、建築物など、私たちの身の回りにあるさまざまな要素が一体となって形づくられます。それは、地域の歴史や文化、自然環境、そこで営まれる人々の暮らしが重なり合って生まれる、まちの個性や魅力そのものと言えます。

本計画の景観形成の対象は、道路や公園、河川などの誰もが利用できる公共施設から目で見ることができる空間となります。そこには、道路等の公共空間だけでなく、農地や住宅といった私的空間も対象となります。これらの空間にある建築物の外観である屋根や壁面等も対象となるため、個人が所有する住宅やマンション等も景観形成の対象と捉えられます。

良好な景観を形成するには、公共空間と私的空間を併せて検討する必要があります。そのため、市民・民間事業者の協力が不可欠で、協働しながら景観形成を図る必要があります。

※建築物等の内観部分は、公共空間から見えない空間であるため、対象外とします。



第2章 本市の景観特性

2-1. 本市の概況

(1) 市概況

本市は、愛知県の西部、名古屋市の西方約16kmに位置しています。市域の西半分を愛西市、東半分をあま市と接しているほか、本市南部では海部郡蟹江町と接しています。(図2-1、図2-2)

本市の大きさは東西7.30km、南北7.25km、面積は25.09km²となっています。

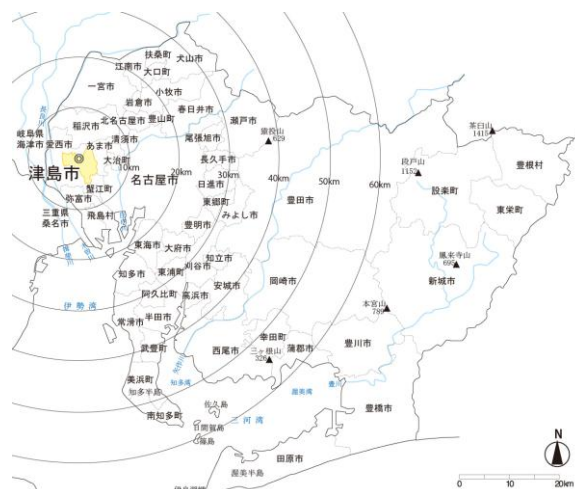


図2-1 愛知県内における津島市の位置

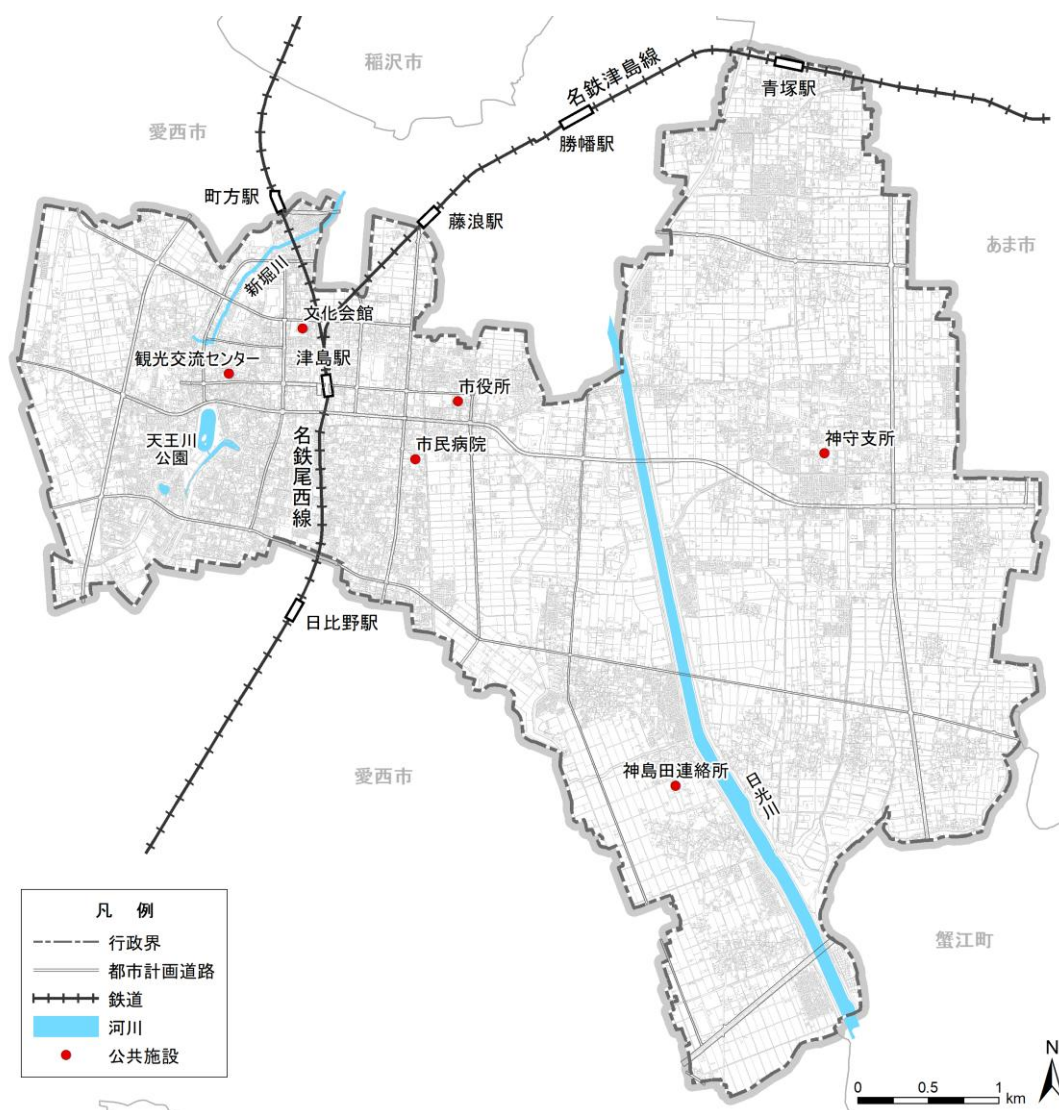


図2-2 市域図

(2) 地域の成り立ち

本市は明治4年に廃藩置県を経て津島村が置かれ、明治22年には周辺地域と合わせて津島町となりました。昭和22年に津島市となり、昭和30年に神守村(神守地域)、昭和31年に永和村の一部であった神島田地域を編入し、現在の市域となっています。(図2-3)

このように、複数の特性の異なる地域が合併したことによって市域が成り立っており、地域による景観特性の違いが残りながらも共存しています。

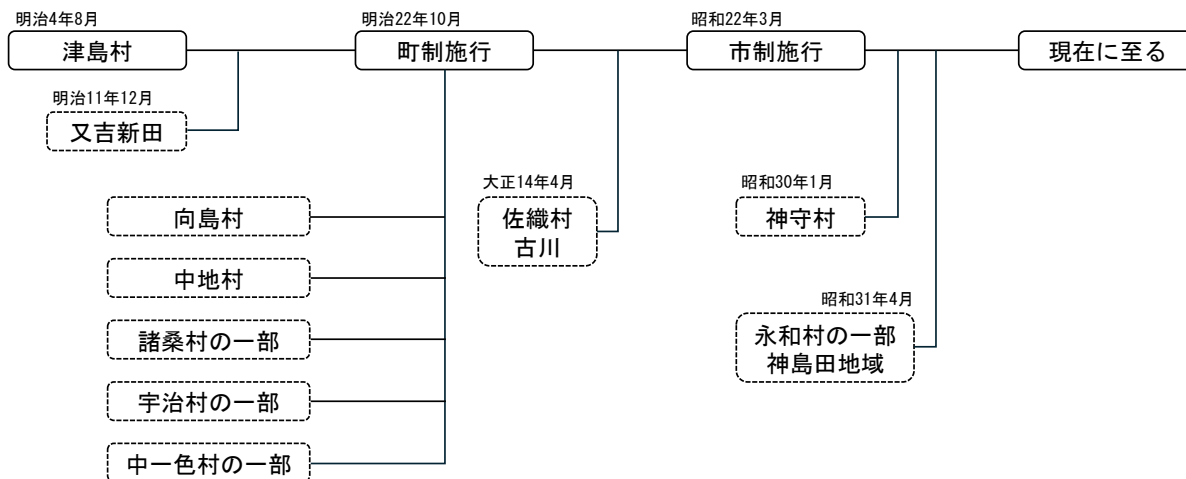
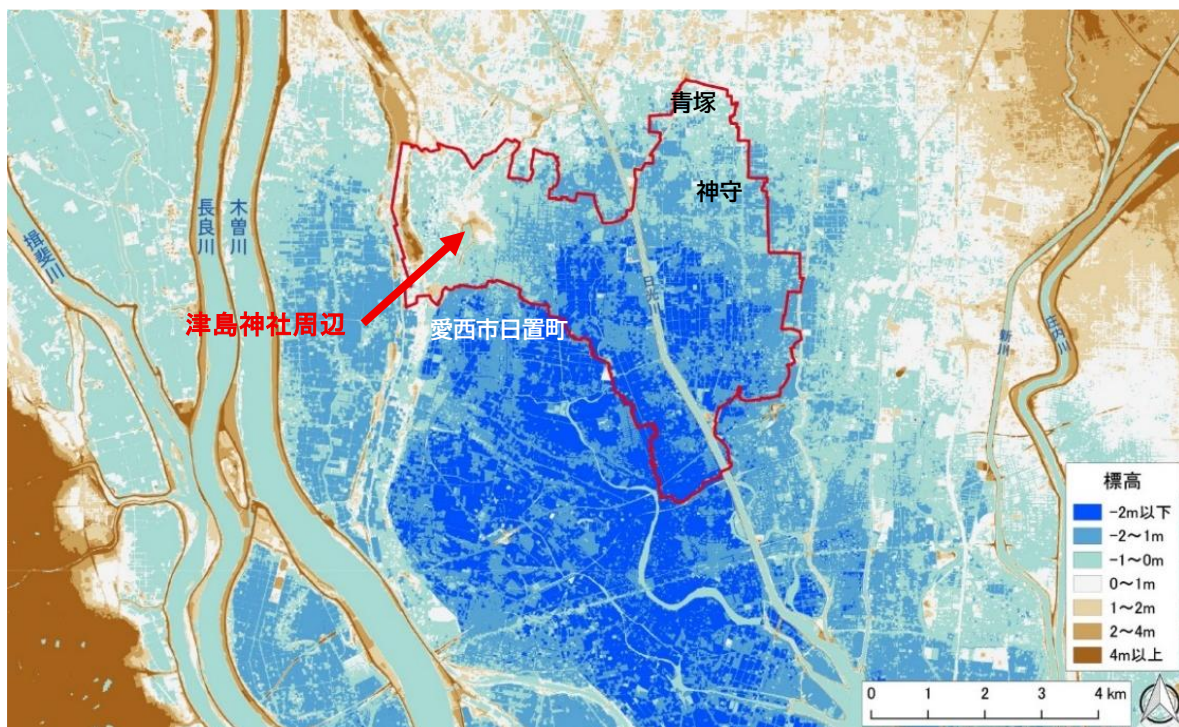


図 2-3 津島市の変遷

また、標高は市域のほとんどが起伏の少ない海拔ゼロメートル以下の低地で、市内東部から西部にかけて緩やかに標高が高くなっており、津島神社周辺が最も高い地域となっています。(図2-4)このように地域によって標高が異なることから、眺望景観にも違いが生まれています。



※資料：基盤地図情報（国土地理院）

図 2-4 津島市周辺の標高

2-2. 本市の景観特性

(1) 景観構成要素

景観には、見る主体である人と、見られる対象である環境との視覚的な関係であります。また、見る人の感覚や価値観、見られる対象物の時期や歴史・文化の背景からも景観的評価は幅広く変化します。例えば、雪の降る公園を見た場合、「さみしい」、「寒々しい」という印象を持つ人もいれば、「白のもつろさ」、「春を待つ力」を連想しながら、楽しむ人もいます。そのため、本市の景観特性を幅広い角度から整理する必要があります。

景観を形成する要素を、空間要素として大きく3つの分類(点、線、面)で区分し、性質要素を自然系、歴史・文化系、生活・産業系、眺望系に分類して整理します。(図2-5、表2-1)



図2-5 景観要素のイメージ

表2-1 一般的な景観要素の区分

	点	線	面
自然系	池、島、巨石、滝 高木、古木、天然記念物	河川、海岸線	平地、山並み、大きな湖沼、海、広い樹林地
歴史・文化系	社寺、歴史的建造物、古い建築物、古い井戸、工作物、遺跡、史跡、船着き場(跡)	歴史的町並み(旧街道筋)、運河	歴史的町並み(旧市街地等)、50年を経過した市街地開発事業済地区
生活・産業系	公共建築物、駅、バスターミナル、飛行場、橋梁、公園 古い工場(醸造所、のこぎり屋根等)、養魚場、特徴のある建築物	幹線道路、商店街、鉄道、高圧線(鉄塔)	一団の農地、一団の住宅地 工業・物流団地、駅周辺の商業集積地、ロードサイド型ショッピングモール
眺望系	点・線・面が重なった一体的な景色		

(2) 津島市における景観要素

① 点的景観要素

点的景観要素は、線並びに面的景観要素を構成する資源であり、この資源が多いほど重要な地域と考えられます。本市には、歴史・文化系の資源である神社・仏閣が多く点在しているだけでなく、現在まで続く老舗の店舗、毛織工場、養魚場等、生活・産業系の資源も点在しています。また、ランドマークとなる樹木や藤棚等の自然系の資源もあります。

本市の主な点的景観要素は以下のとおりです。(表2-2)

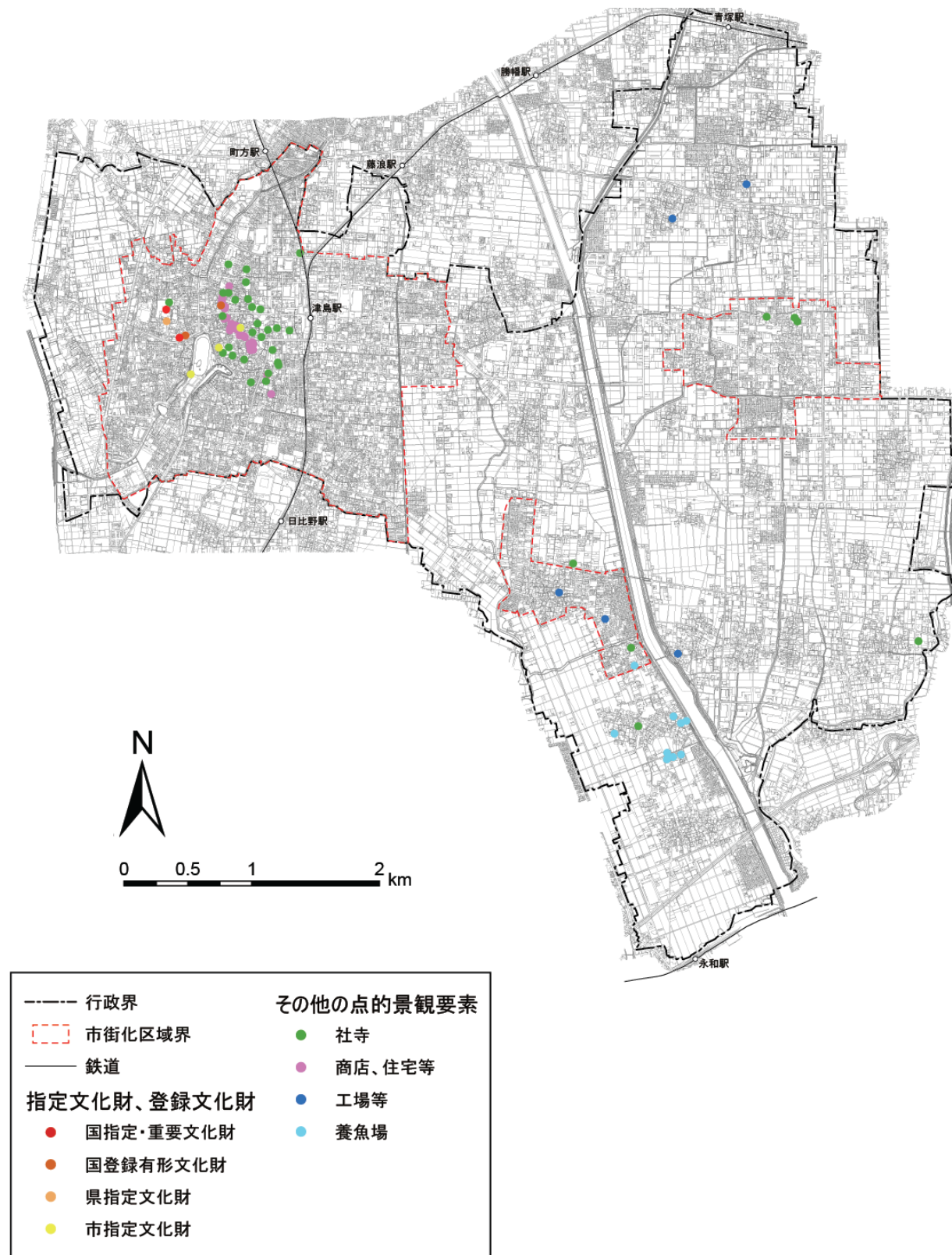
- かつて湊や津島神社の門前町として栄え、広域的な集客力をもつ神社、寺院、参拝客や住民のための商家
- 歴史のある醸造所、戦後、毛織業により繁栄し、その名残としての古い工場、和菓子の製造・販売を行っている店舗
- 金魚の養殖のための養魚場や養殖に関連する寺院等
- 天然記念物の樹木(イチョウやフジ)、カジノキの群落地等の自然系景観
- 津島神社境内の南門、楼門、本殿前等
- かつての湊跡、河道を伝える天王川公園
- 名鉄津島駅、津島市文化会館、日光川等に整備されている排水機場、大規模商業施設等の比較的規模の大きな建築物等

表2-2 系統別の市内の主な点的景観要素

	津島神社のイチョウ (天然記念物)	天王川公園の藤棚	天王川公園の桜
自然系			
歴史・文化系	津島神社 楼門 	神守一里塚跡 	旧津島信用金庫本店 
生活・産業系	名鉄津島駅 	津島市文化会館 	排水機場 

また、市内の点的景観要素の分布状況は図2-6のとおりです。

点的景観要素は名鉄津島駅西側の市街化区域に多く点在しており、神守地域・神島田地域にも一定程度点在しています。



※「津島市歴史的風致維持向上計画」より作成

図2-6 市内の点的景観要素の分布状況


② 線的景観要素

線的景観要素とは、点的景観要素が連続して眺望可能である視点場からの直線的な景観です。道路、河川、鉄道等を線的景観要素として考えることができ、本市の場合、天王通りや旧津島上街道・下街道等の沿道景観は、道路からの眺望となり、風情ある建築物や街路樹等の連続性のある空間が該当します。また、視点場は車両の先頭や駅ホーム等に限定されますが、鉄道についても線的な眺望となります。

本市の主な線的景観要素は以下のとおりです。(表2-3)

- 天王通り及び旧津島上街道・下街道
- (都)西尾張中央道、(都)名古屋津島線、(都)昭和南本町線等
- 日光川、新堀川、農業用水路等
- 名鉄津島線等の鉄道
- 尾張津島天王祭の稚児行列や尾張津島秋まつりにおける山車・石採祭車・神楽の経路

表2-3 系統別の市内の主な線的景観要素

	日光川	新堀川	街路樹
自然系			
歴史・文化系	尾張津島天王祭（天王通り） 	尾張津島秋まつり（本町筋） 	旧佐屋街道 
生活・産業系	都市計画道路 西尾張中央道 	名鉄津島線 	農業用水路 

また、市内の線的景観要素の分布状況は図2-7、図2-8のとおりです。

市内中心部を南北に日光川が縦断しており、日光川の西側に多くの都市計画道路が計画決定されています。また、名鉄津島駅を結節駅として鉄道が市内を走っています。

歴史・文化系の線的景観要素として尾張津島天王祭の稚児行列や尾張津島秋まつりにおける山車・石採祭車・神楽の経路がありますが、それらの多くは津島駅西側の市街化区域に分布しており、神守地域・神島田地域にも一定程度分布しています。

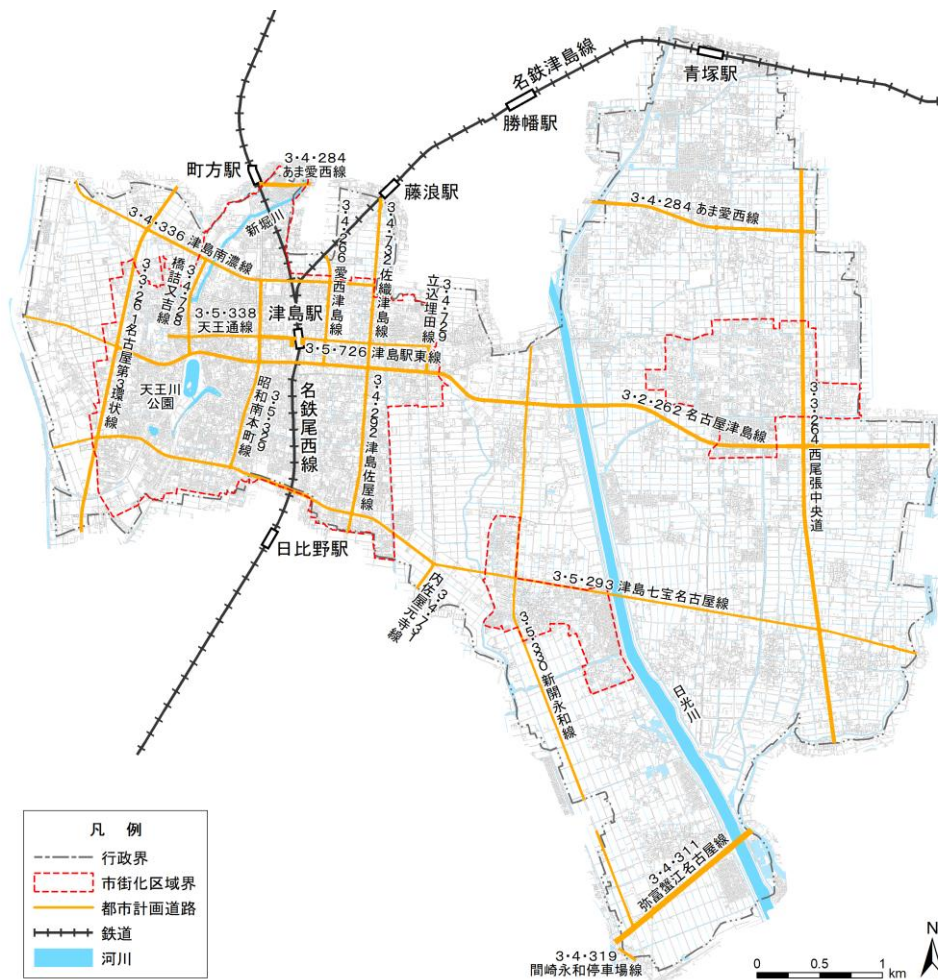


図2-7 市内の線的景観要素の分布状況（道路・鉄道・河川等）

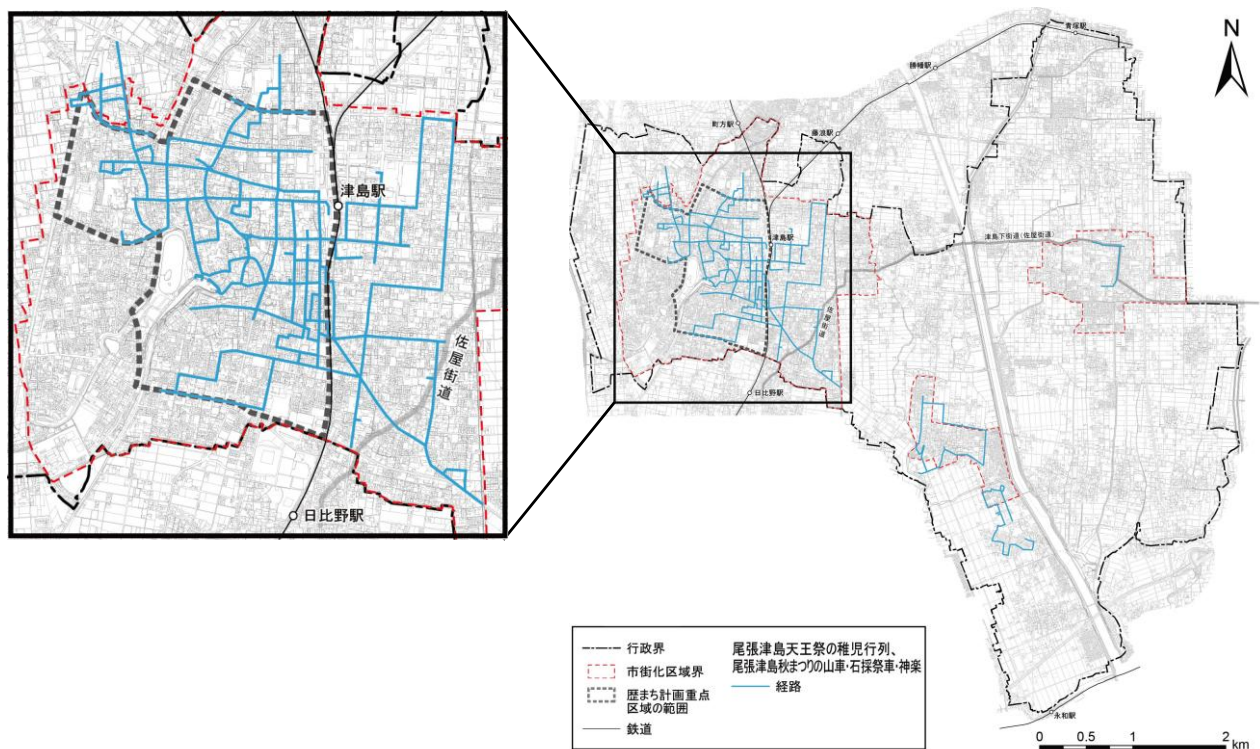


図2-8 市内の線的景観要素の分布状況（山車・石探祭車・神楽の経路等）

③ 面的景観要素

面的景観要素とは、特定の視点場より眺望できる一団の空間で、視点場からの広角の広がりを持つ景観です。

本市の主な面的景観要素は以下のとおりです。(表2-4)

- 名鉄津島駅西側の市街地、市街化調整区域に点在する集落地
- 一団の優良農地(農業振興地域農用地区域)
- 天王川公園での丸池や周辺樹木の眺望
- 鈴鹿山系の稜線(市外)

表2-4 系統別の市内の主な面的景観要素

	鈴鹿山系の稜線	河川風景	天王川公園 丸池
自然系			
歴史・文化系	市街地に残る瓦屋根の建物群 		
生活・産業系	名鉄津島駅西側の市街地 	一団の優良農地 	住宅団地・集落地 

主な面的景観要素のうち、市街地と農用地区域の分布状況は図2-9のとおりです。

市街化区域内を中心に建物の立地が進んでおり、市街地が形成されています。また、市街化調整区域には一団の優良農地である農用地区域が自然系の景観を形成し、その中でも集落地や団地が存在しております。

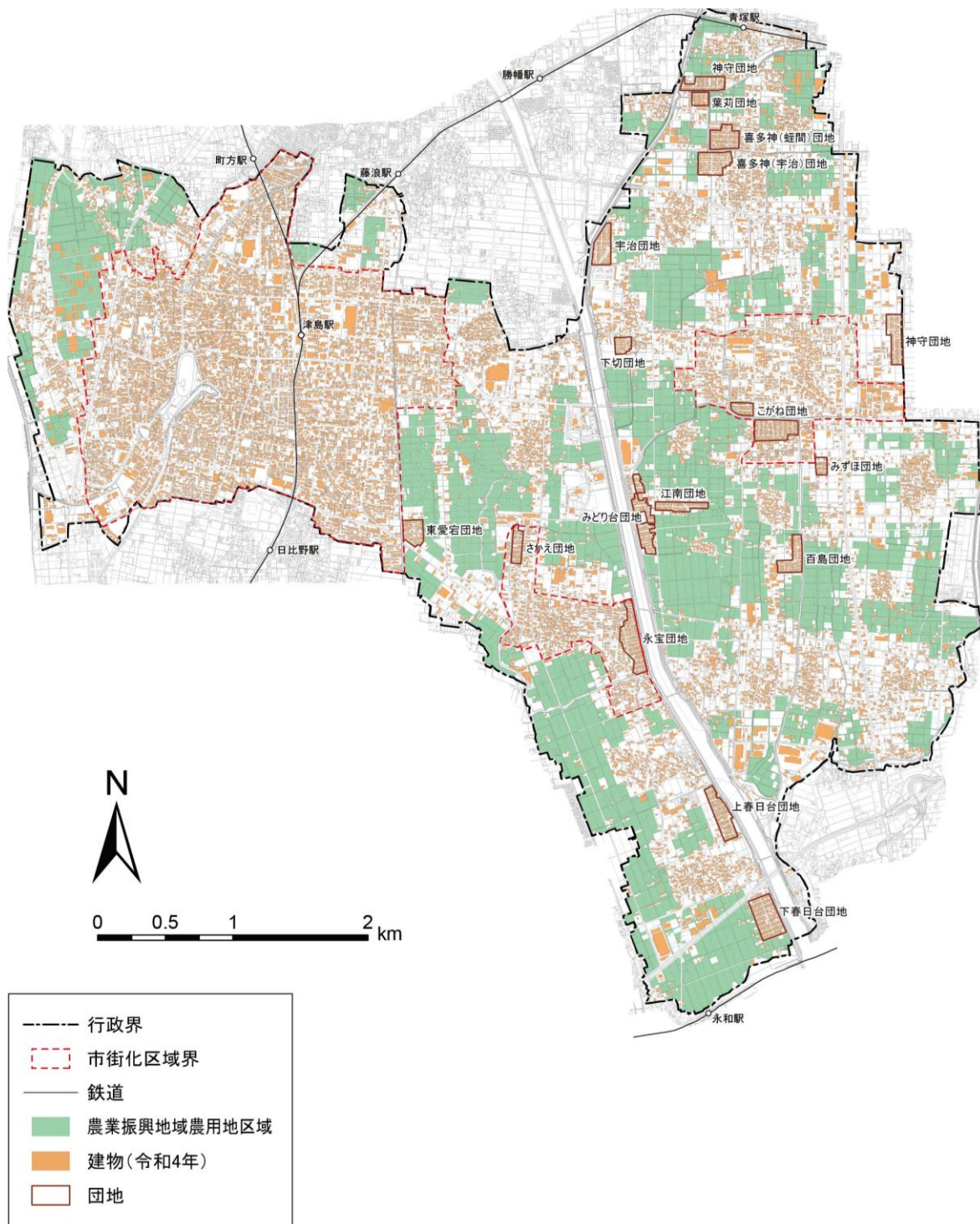


図 2-9 市街地と農用地区域の分布状況

④ 本市の景観要素の性質

これまで整理した本市の景観要素を踏まえ、景観要素の性質は以下のとおりです。

自然

本市の中心を流れる日光川は、最も大きな自然景観です。また、津島神社、各地域に点在する神社仏閣には社寺林があり、古くから歴史とともに存在する景観要素です。その他にも天王川公園の藤棚や桜並木等は、季節によって変化する景観で、市内外問わず多くの人々が楽しめるものとなります。

歴史・文化

名鉄津島駅西側の地域では神社仏閣が多く分布し、本町筋を中心に旧津島上街道・下街道沿いには、町家や蔵等も残っており、これらの建築物は古い町並みを構成する景観要素となっています。しかしながら、空き家、空き店舗も多く、古い建築物の維持管理も難しいといった課題があります。また、神守や神島田地域等にも旧街道筋や集落地の社寺等の歴史系要素が分布しています。

各地域には祭文化があり、尾張津島天王祭では車楽舟、尾張津島秋まつりでは山車・石探祭車・神楽が練り歩く様子は受け継がれる文化的景観となります。

生活・産業

名鉄津島駅や公共公益施設、商店等の多くの生活的な景観要素が点在しており、工場や農地等の広がりのある産業的景観があります。これらを支える線路や道路も景観要素となり、その中でも天王通りは名鉄津島駅と津島神社を結ぶシンボルロードで、今も昔も町並みを形成する重要なものとなります。近年では、空き店舗の増加等の課題が商店街の景観面からも課題となっています。

眺望

本市は、海拔ゼロメートル地域で平坦な地形となっており、堤防、橋上、電車等から市街地や河川、一団の農地等の広がりのある景観を眺望することができます。また、天王川公園内では御旅所からの丸池、屋外ステージ付近からの北方向の眺望は、良好な眺望景観となっています。このような広がりのある眺望に高い建築物が無造作に建築される課題も懸念されています。

まとめ ～津島市の景観要素について～

- ①複数の特性の異なる地域が合併したことによって市域が成り立っており、現在も当時の名残や地域による特性の違いが残りながら共存している。
- ②本市の景観要素には、景観の広がり観点から「点」「線」「面」の3つに分類でき、さらに景観の種類によって「自然」「歴史・文化」「生活・産業」「眺望」の4つに分類できる。
- ③点的・線的な景観要素は津島駅西側に多く分布しており、津島駅西側のエリアは良好な景観形成を検討する上で非常に重要なエリアである。
- ④神島田地域や神守地域においても一定程度景観要素が分布しており、良好な景観形成に向けて意識醸成を図っていく必要がある地域である。



2-3. 市民を対象としたアンケート調査

(1) 調査概要

本市の風景に関する市民意識を把握するため、津島市に在住の15歳以上の方1,500人を対象に市民アンケートを実施しました。(表2-5)

表2-5 アンケート調査概要

項目	調査内容・方法
調査対象	15歳以上の津島市在住者1,500人(無作為抽出)
調査時期	令和5年12月11日(月)～25日(月)
調査方法	郵送による配布、回収は郵送・WEB ※別途市公式LINEにて案内
回収数(回収率)	431票(28.7%) ※別途市公式LINEから58票の回答あり

(2) 調査結果 (概要)

① 風景への関心度

関心がある方は全体の約79%で、非常に多くの方が津島の風景に関心があることがわかりました。(図2-10)

また、年齢別では、関心がある人は年齢層が高くなるほど多いですが、「非常に関心がある」と回答した関心度の非常に高い人の割合は若年層ほど高いことがわかりました。(図2-11)

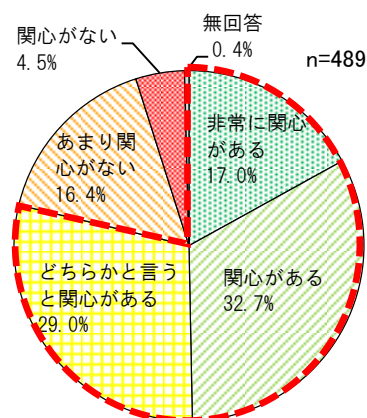


図2-10 関心度

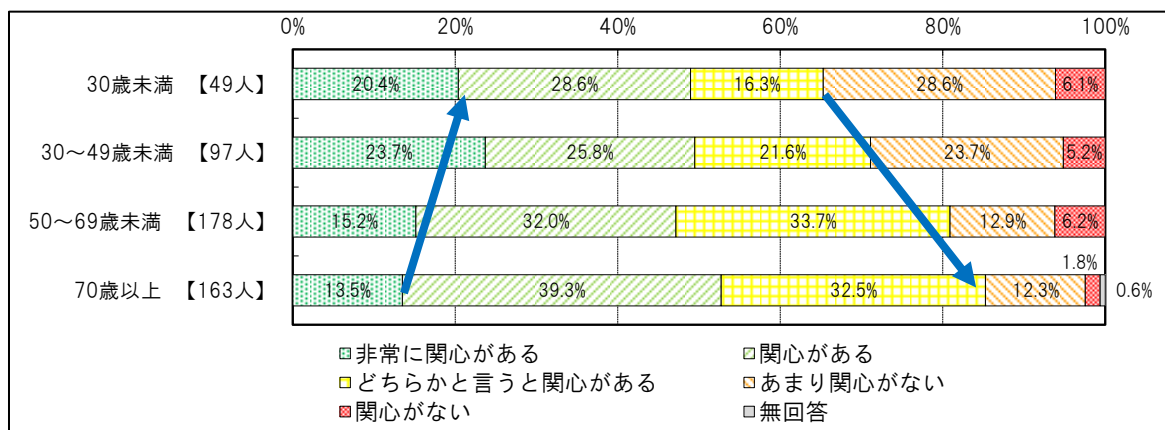


図2-11 関心度 (年齢別)

② 直近10年間の風景の変化

良くなったと回答した人は全体の約35%で、悪くなったと回答した人を上回っていることがわかりました。(図2-12)

津島市の良くない、悪いと思う風景について確認したところ、「放置された空き家・空き店舗」が最も多く、次いで「店舗の老朽化した看板」や「高く積み上げられた産業廃棄物」が多いことから、古びた状態や汚い印象を抱くものが良好な景観にふさわしくないという印象を持っていることがわかりました。(図2-13)

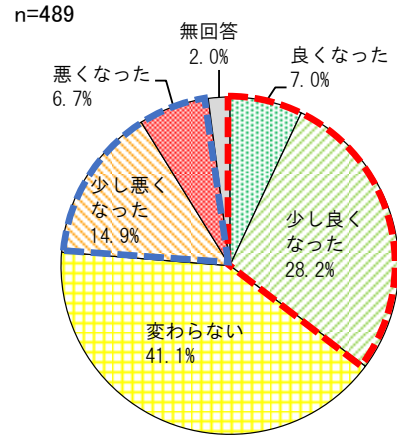


図 2-12 直近 10 年間の風景の変化

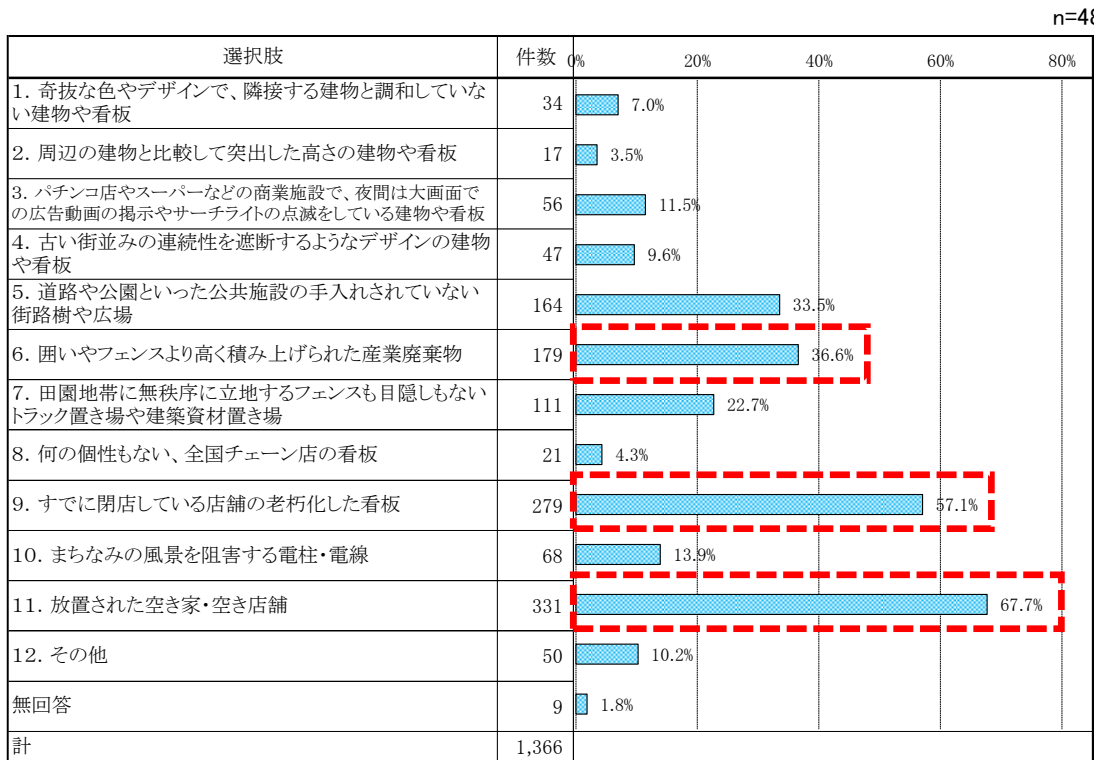
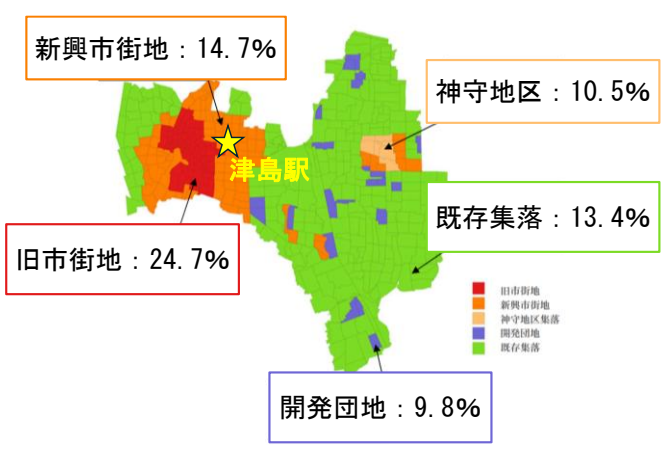


図 2-13 良くない、悪いと思う風景について ※複数回答

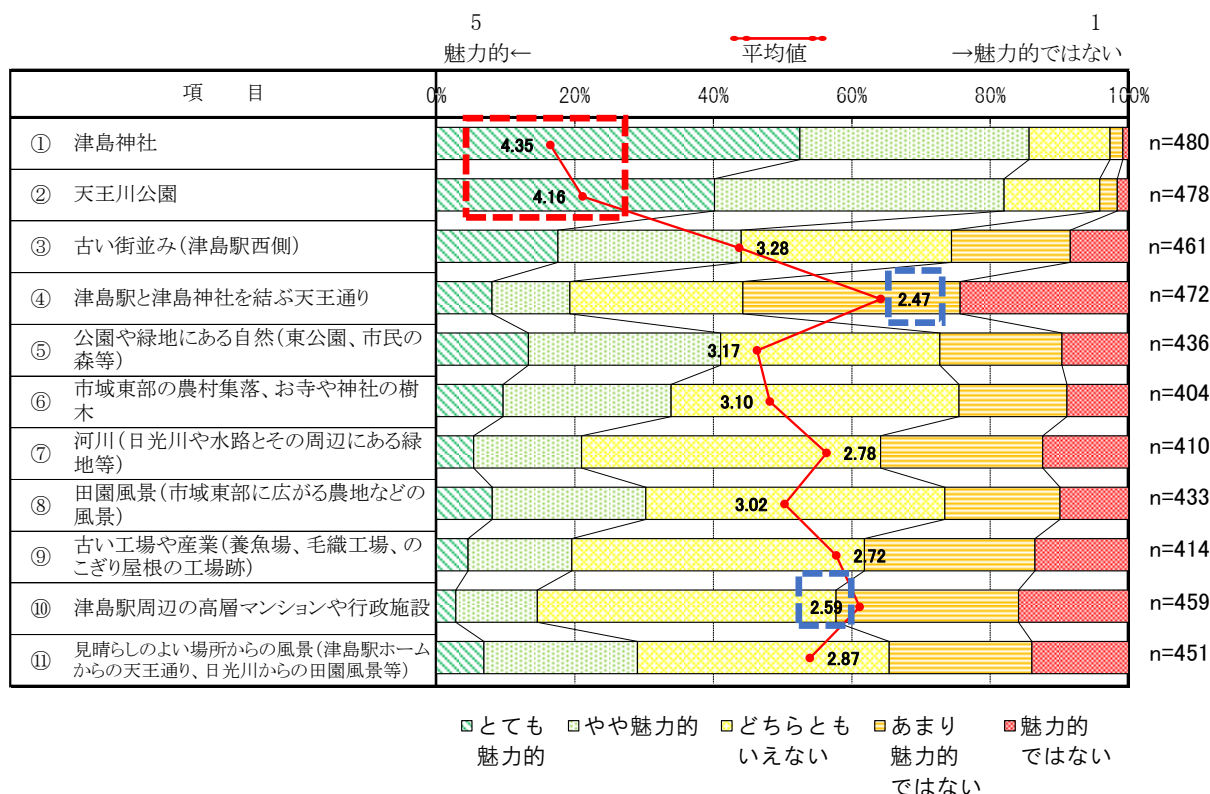
「津島市空家等対策計画」によると、津島駅西側の「旧市街地」においては、4軒に1軒程度が空き家、もしくは空き家予備軍です。空き家は自然災害面や防犯面のほか、景観面においても影響の大きい要素であるため、継続的な対応が必要です。



※津島市空家等対策計画より
図 2-14 各地域の空き家率

③ 市内の魅力ある景観

市内の魅力ある景観について、魅力度を5段階で評価した結果、「津島神社」や「天王川公園」の平均点が高く、多くの方が魅力を感じていることがわかりました。一方で、「津島駅と津島神社を結ぶ天王通り」や「津島駅周辺の高層マンションや行政施設」においては、市内の主要な景観要素にもかかわらず、現時点ではあまり魅力を感じていないことがわかりました。(図2-15)



※とても魅力的：5、やや魅力的：4、どちらともいえない：3、あまり魅力的ではない：2、魅力的ではない：1として平均値を算出
 ※「知らない」と無回答を除いて平均値化

図2-15 市内の魅力ある景観について

コラム ～天王川公園の魅力～

天王川公園では、令和2年に開園100周年を迎え、魅力向上に向けた準備や計画を進めてきました。近年ではPark-PFI制度を活用した官民連携の再整備において、スターバックスコーヒー天王川公園店の開店、野外ステージの改修、芝生広場、駐車場拡張等、魅力や利便性向上に繋がる様々な取り組みを実施しました。

令和7年11月には、丸池や野外ステージをライトアップ整備して新たな景観づくりを進め、魅力向上に取り組んでいます。



④ 景観ルールの必要性

約84%の人が、ルールの必要性を感じている回答となりました。また、「ルールを検討すべき区域」について、歴史的地区を中心に具体的なルールを決めていきたいという意向がありました。ただ、神守地区、神島田地区も段階的にルール検討していきたい意向も一定程度ありました。(図2-16～18)

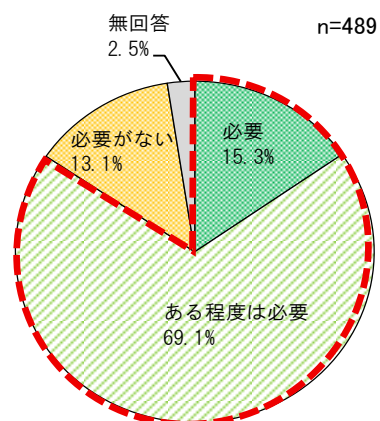


図 2-16 ルールの必要性

必ずしも市全域を景観計画区域(法定)として設定するのではなく、市内の一部区域を景観計画区域(法定)とする可能性を検討する1つの基礎資料となりました。

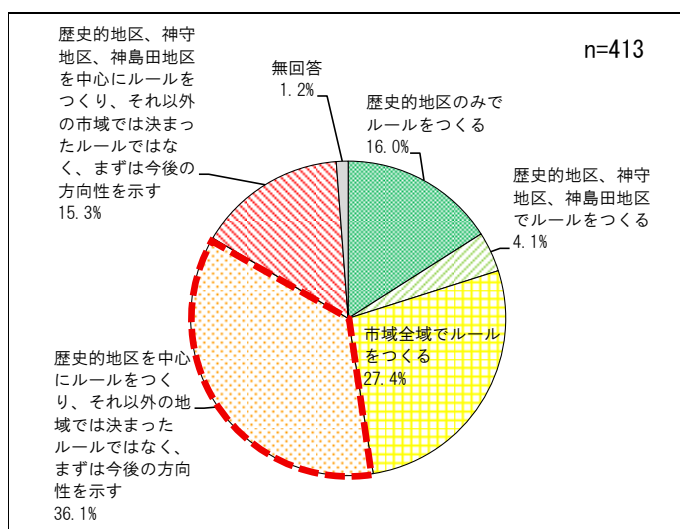


図 2-17 ルールを検討すべき区域

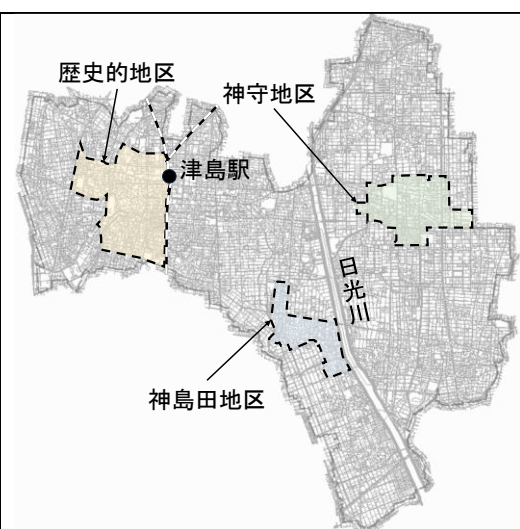


図 2-18 地区の名称

まとめ ～市民を対象としたアンケート調査～

- ①市民における風景に関する関心度は比較的高い
- ②市内の良くない・悪いと思う風景について、「放置された空き家・空き店舗」をはじめとし、「老朽化した看板」、「高く積み上げられた産業廃棄物」等、古びた状態や汚い印象を抱くものが多い
- ③市内の風景を形成している要素において、「津島神社」や「天王川公園」の魅力度が高いが、「天王通り」や高い建築物等に関する評価は低い
- ④市民の大半がルールの必要性を感じており、特に歴史的地区を中心に具体的なルールを決めていきたいという意向や神守地区・神島田地区も段階的に検討していきたいという意向がある



2-4. 景観ワークショップ

良好な景観形成を図る予定の地域の中でも特に、以前から良好な景観形成について議論・検討が進められ、風情ある景観が残る「天王通り」と「本町筋」の周辺において、景観ワークショップを開催しました。

(1) 開催概要

本計画を策定するにあたり、令和5年度から6年度にかけて計5回の景観ワークショップを開催しました。(図2-19)



図2-19 ワークショップの当日の様子

コラム ～3Dモデルを活用したワークショップを開催！～

参加者がイメージしやすいように、3Dモデルを活用した市民ワークショップを開催しました。その結果、参加者が共通のイメージを持つことができ、良好な景観形成を進めた場合の将来イメージにワクワクしつつ、活発に意見交換ができました。

■天王通りの現況再現



良好な
景観形成が
進むと…

■天王通りの将来イメージ



(2) 開催結果（概要）

現在も多くの景観要素が点在し、過去にも景観に関するタウンミーティングが開催された地域である津島駅西側を「天王通り沿道地区」「本町筋沿道地区」「津島神社周辺地区」の3地区に分け、今後の景観に関するルール素案を整理しました。(表2-6、図2-20)

天王通り沿道地区は景観特性によって「駅前ゾーン」「まちなかゾーン」「神社ゾーン」の3ゾーンに細分化でき、各ゾーンで景観の方向性が異なりました。また、本町筋沿道地区は歴史的な町並みや木造建築物が残る地域で、これらとの共存を踏まえた方向性となりました。津島神社周辺地区は、本市のシンボルである津島神社の周囲からの眺望景観を意識した方向性を設定しました。

表2-6 各地区の景観に関するルール素案

地区	景観に関するルール素案
天王通り沿道	<p>【全ゾーン共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗等は可能な限り店内が見えるデザインにする。 ・看板や自動販売機等を景観に合わせる。 <p>【駅前ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お店もあるのでデザイン・色彩は自由でよい。 ・高層ビルを誘致して人口を増やすため、高さ規制はなしにする。 ・道路から後退して圧迫感がないようにする。 <p>【まちなかゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お店もあるのでデザイン・色彩は自由でよい。 ・圧迫感がないように5階建て（約15m）までにする。 <p>【神社ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見た目を木造風もしくは和風の建物のデザインにする。 ・町並みを整えるため、隣接する建物の軒や庇の高さを揃える。 ・鳥居より目立たない色彩にする。（部分的に自由な色彩は可能） ・津島神社の鳥居より低い高さ（約12m）の建物にする。 ・室外機や窓等を木目格子等で隠す。
本町筋沿道	<ul style="list-style-type: none"> ・全体方針として所有者の暮らしに負担がない範囲で歴史的な町並みを感じられる景観 ・見た目を木造風や和風の建物のデザインにする。 ・落ち着いた色彩にする。 ・圧迫感がないように3階建て（約9m）までにする。 ・隣接する建物の軒や庇の高さを揃える。 ・自動販売機や街路灯を景観に合わせる。 ・室外機や窓等を木目格子等で隠す。 ・駐車場等は木目ゲート等で隠し、景観に配慮する。
津島神社周辺	建物の高さを6階（約18m）までにする。

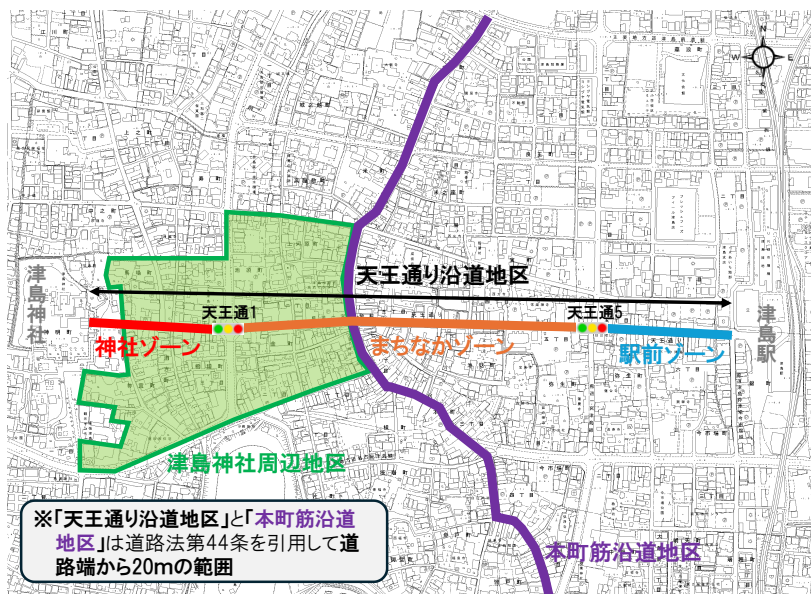


図2-20 ワークショップの結果より検討した対象地区

2-5. 土地・建物の所有者を対象としたアンケート調査

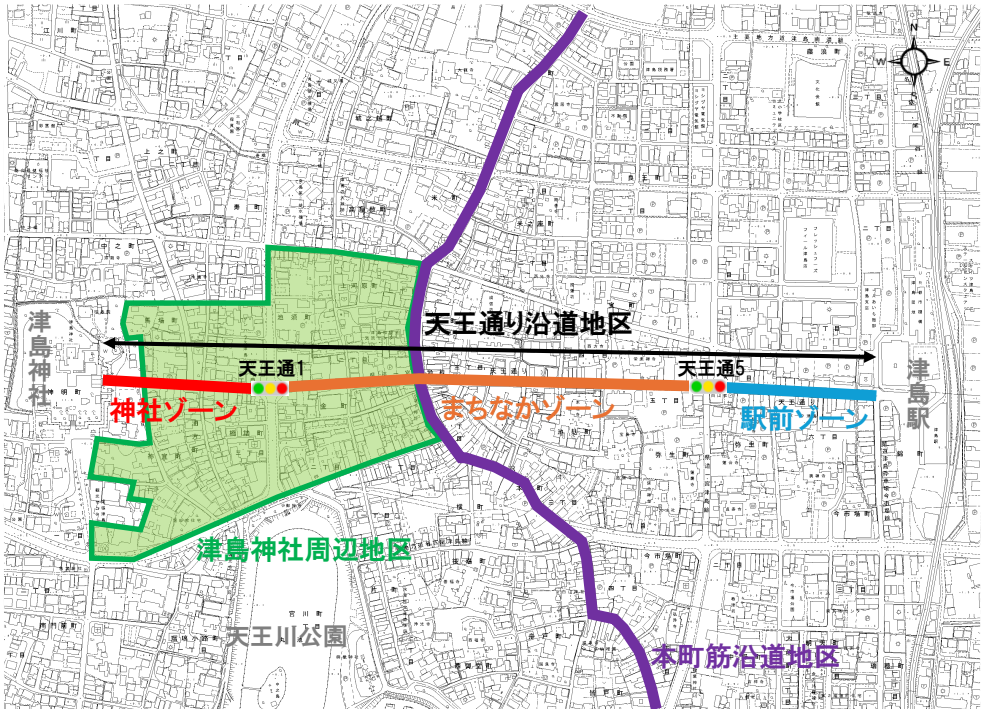
(1) 天王通り・本町筋沿道の土地・建物の所有者を対象としたアンケート調査

① 調査概要

景観ワークショップで検討した「天王通り」「本町筋」「津島神社周辺」の景観ルールの素案をもとに景観に関する取組や建築物等に係る行為制限を検討すべく、景観形成を図る予定の地区内の土地・建物の所有者を対象にアンケート調査を実施しました。

調査概要は以下のとおりです。(表2-7)

表2-7 調査概要

項目	調査内容・方法
調査対象範囲	<p>以下に示す「天王通り沿道地区」「本町筋沿道地区」「津島神社周辺地区」 ※天王通りと本町筋の沿道とは、道路法第44条を引用し、道路端から20mの範囲とした</p> 
調査対象者	上記の対象地区の土地・家屋を所有している方(950人)
調査時期	令和6年12月19日(金)～令和7年2月18日(火)
調査方法	郵送配布、郵送回収
回収数(回収率)	577通(64.5%) ※届かなかった通数(55通)を配布数から除いて回収率を算出

② 調査結果（概要）

ア) 景観ルールについて

【天王通り】

どの景観ルールも平均点が3.0以上である上、12個のルールのうち半分のルールで平均点が3.5以上であり、全体的に土地・建物の所有者の受容性が高いことがわかりました。（表2-8）

表2-8 各景観ルールの結果整理表 ※各ゾーン平均点の高い順

ゾーン	景観ルール	必要	必要でない	平均点	評価
共通	① 看板や自動販売機等を景観に合わせる。	71.8%	13.2%	3.86	◎
	② 店舗等は可能な限り店内が見えるデザインにする。	67.1%	13.2%	3.75	◎
神社	③ 見た目を木造風もしくは和風の建物のデザインにする。	59.8%	16.4%	3.63	◎
	④ 鳥居より目立たない色彩にする。（部分的に自由な色彩は可能）	58.4%	19.2%	3.57	◎
	⑤ 室外機や窓等を木目格子等で隠す。	54.8%	23.7%	3.46	○
	⑥ 町並みを整えるために、隣接する建物の軒や庇の高さを揃える。	52.5%	22.4%	3.42	○
	⑦ 津島神社の鳥居より低い高さの建物にする。（約12mより低く）	51.6%	24.7%	3.40	○
まちなか	⑧ お店もあるのでデザイン・色彩は自由でよい。	50.2%	12.3%	3.53	◎
	⑨ 圧迫感がないように5階建て（約15m）までにする。	41.1%	29.2%	3.16	○
駅前	⑩ 道路から後退して圧迫感がないようにする。	60.3%	15.1%	3.69	◎
	⑪ お店もあるのでデザイン・色彩は自由でよい。	59.1%	14.1%	3.69	◎
	⑫ 高層ビルを誘致して人口を増やすため、高さ規制はなしにする。	51.8%	24.5%	3.45	○

※「必要」は無回答を除いた場合の「必要」「やや必要」の回答割合の合計

※「必要でない」は無回答を除いた場合の「必要ない」「あまり必要ない」の回答割合の合計

※必要：5、やや必要：4、どちらでもない：3、あまり必要ない：2、必要ない：1として平均点を算出

※評価について、平均点が3.5以上のものを◎、3.0以上3.5未満を○、3.0未満は△として評価した

※①⑩⑫はn=220、②～⑨はn=219

【本町筋】

8つのルールのうち、半数以上のルールの平均点が3.5以上である一方で、一部ルールの平均点が3.0未満であり、ルールによって土地・建物の所有者の受容性が異なることがわかりました。（表2-9）

表2-9 各景観ルールの結果整理表 ※平均点の高い順

景観ルール	必要	必要でない	平均点	評価
① 全体方針として所有者の暮らしに負担がない範囲で歴史的な町並みを感じられる景観	74.6%	8.7%	4.00	◎
③ 落ち着いた色彩にする。	68.4%	7.4%	3.91	◎
⑦ 自動販売機や街路灯を景観に合わせる。	66.2%	14.7%	3.77	◎
④ 圧迫感がないように3階建て（約9m）までにする。	60.0%	17.0%	3.68	◎
② 見た目を木造風や和風の建物のデザインにする。	58.1%	15.4%	3.56	◎
⑥ 室外機や窓等を木目格子等で隠す。	46.7%	25.2%	3.22	○
⑧ 駐車場等は木目ゲート等で隠し、景観に配慮する。	33.1%	27.2%	3.01	○
⑤ 隣接する建物の軒や庇の高さを揃える。	36.0%	33.1%	2.96	△

※「必要」は無回答を除いた場合の「必要」「やや必要」の回答割合の合計

※「必要でない」は無回答を除いた場合の「必要ない」「あまり必要ない」の回答割合の合計

※必要：5、やや必要：4、どちらでもない：3、あまり必要ない：2、必要ない：1として平均点を算出

※評価について、平均点が3.5以上のものを◎、3.0以上3.5未満を○、3.0未満は△として評価した

※①はn=138、②③⑤⑦⑧はn=136、④⑥はn=135

【津島神社周辺】

建物の高さを6階(約18m)までにするルールについて、必要と感じている人が約56%で、半数以上の所有者はルールの必要性を感じています。ルールが必要とした理由は、「神社や公園からの眺望や町並みを守りたいから」が一番多い結果です。(図2-21)

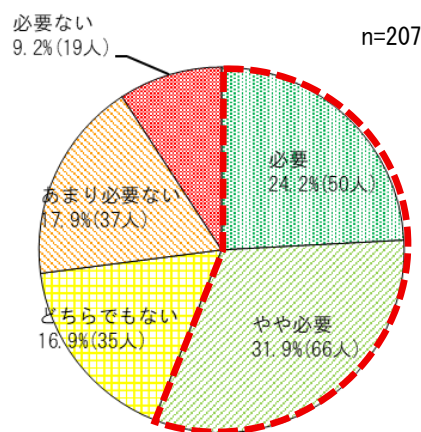


図2-21 ルールの必要性

イ) 補助金制度を踏まえた規制に対する考え

天王通りと本町筋のどちらも市からの補助金があり、かつ所有者の費用負担が増えなければ、規制をかけてもよい意向が強く、景観計画に基づいて規制をかける際は補助制度を設定することが有効的であることがわかりました。(図2-22、図2-23)

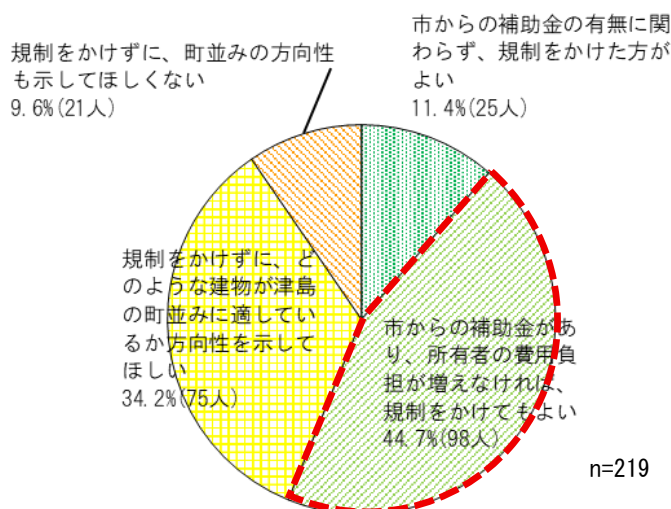


図2-22 補助金制度を踏まえた規制に対する考え(天王通り)

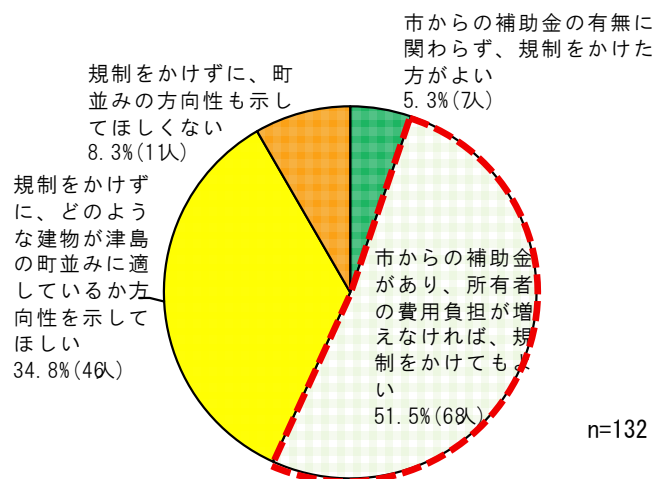


図2-23 補助金制度を踏まえた規制に対する考え(本町筋)

ウ) 天王通りの今後の整備方針について

沿道の土地・建物の所有者の約75%が「現道の幅員のままでよい」と回答する結果となりました。
(図2-24)

現道の幅員のままでよいと回答している理由として多かったのは「歩行者中心の道路にしてほしい」「拡幅事業は長い期間を要するため、現道で早く進めてほしい」です。また、拡幅したほうがよいと回答している理由としては「現在の道路が狭いと思う」が多く、このことから、現道の幅員を望む回答者からは「歩行者中心」「速やかな事業」が、拡幅を望む回答者からは「狭い幅員の解消」が求められていることがわかりました。

必ずしも拡幅が求められているのではなく、「狭い歩道の解消」「歩行者中心」「速やかな事業」が求められていることから、現行の道路幅員のまま道路構成の再検討を行う等、良好な景観形成に向けたまちづくりだけでなく、本市のまちづくり全体の様々な取組みと関連して検討していく必要があるとわかりました。

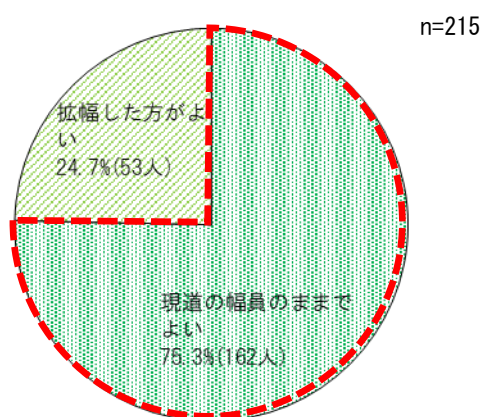


図2-24：天王通りの幅員について

エ) 市民説明会の開催

天王通りや本町筋、津島神社の周辺に在住の土地・建物の所有者を対象とした市民説明会を計4回実施し、アンケート調査で意向を確認した景観ルール案について説明しました。(図2-25)



図2-25 市民説明会の当日の様子（左：天王通り 右：本町筋）

コラム ～市民が中心となった過去のタウンミーティング～

平成29年度に、天王通りを津島神社の参道に見立て、空き店舗を有効に活用する等、津島駅から津島神社までの賑わいを創出する「天王通り再生プラン」を全国から募集しました。その後、市民参加のタウンミーティングを開催し、優秀賞3作品に関する意見交換から始まり、平成30年度までに計7回開催しました。

これらの話し合いの結果、天王通りの方針としては、都市計画道路の幅員を現道へ変更、電線地中化、歩行者優先の道路整備が整理されました。まちづくりの進め方としては、神社前、中央、駅前と3ゾーンに分けて考え、併せて空き家活用や修景補助等の施策を進めるものと整理されました。このように天王通りを中心とした地域は、過去に市民の話し合いが進められており、景観を含めたまちづくりに対する意識が高い地域です。



(2) 旧佐屋街道沿道の土地・建物の所有者を対象としたアンケート調査

① 調査概要

今後の段階的な景観まちづくりに向け、「旧佐屋街道沿道」の土地・建物の所有者を対象にアンケート調査を実施しました。

調査概要は以下のとおりです。(表2-10)

表2-10 調査概要

項目	調査内容・方法
<p>調査対象範囲</p>	<p>以下に示す「旧佐屋街道沿道」 ※沿道とは、道路法第44条を引用し、道路端から20mの範囲とした</p> 
<p>調査対象者</p>	<p>上記の対象地区の土地・家屋を所有している方(122人)</p>
<p>調査時期</p>	<p>令和7年7月1日(火)～31日(木)</p>
<p>調査方法</p>	<p>郵送配布、郵送回収</p>
<p>回収数(回収率)</p>	<p>51通(43.6%) ※届かなかった通数(5通)を配布数から除いて回収率を算出</p>

② 調査結果（概要）

n=49

歴史的な町並みを保全・再生する考えが約35%、こだわらない方がよい考えが約41%となり、傾向としては景観に関しては歴史性にこだわらない方がよいことがわかりました。(図2-26)

規制に対する考えと景観の方向性を比較すると、補助制度がある場合には30%までが規制を許容していますが、方向性のみを示す考えが30%、沿道住民の意向を尊重すべきと回答している人が約43%となっており、推奨や自由性を求める意向が高いことがわかりました。(図2-27)

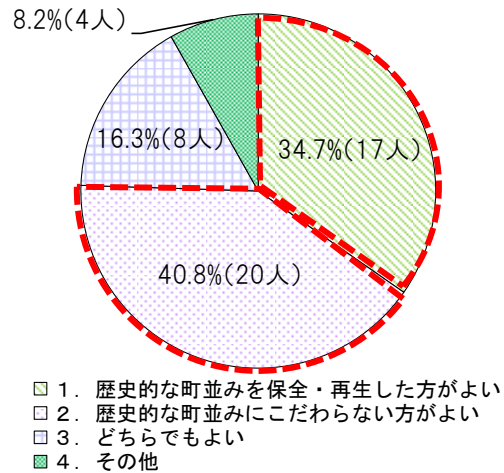


図 2-26 歴史的な町並みの保全・再生の方向性

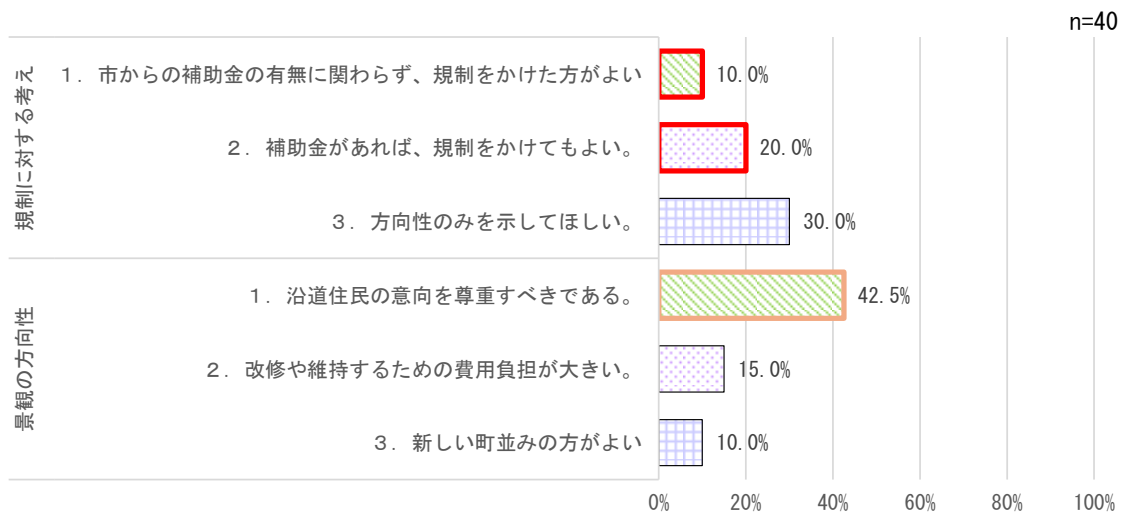


図 2-27 規制に対する考えと景観の方向性

まとめ ～土地・建物の所有者を対象としたアンケート調査～

- ①天王通りにおいては比較的各ルールに対する受容性が高いものの、本町筋においては一部ルールの平均点が低く、地域によってルールに対する受容性が異なる
- ②津島神社周辺においては神社や公園からの眺望や町並みを守りたい意向が強い
- ③どの地域においても景観ルールを設定することに対しては肯定的であるものの、取組の推進力を高めるためには補助制度を創設することが有効的である
- ④天王通りの今後の整備方針について、必ずしも拡幅が求められているのではなく、「狭い歩道の解消」「歩行者中心」「速やかな事業」が求められている
- ⑤旧佐屋街道沿道については、景観に関しては歴史にこだわらない傾向が強く、推奨や自由性を求める意向が高い



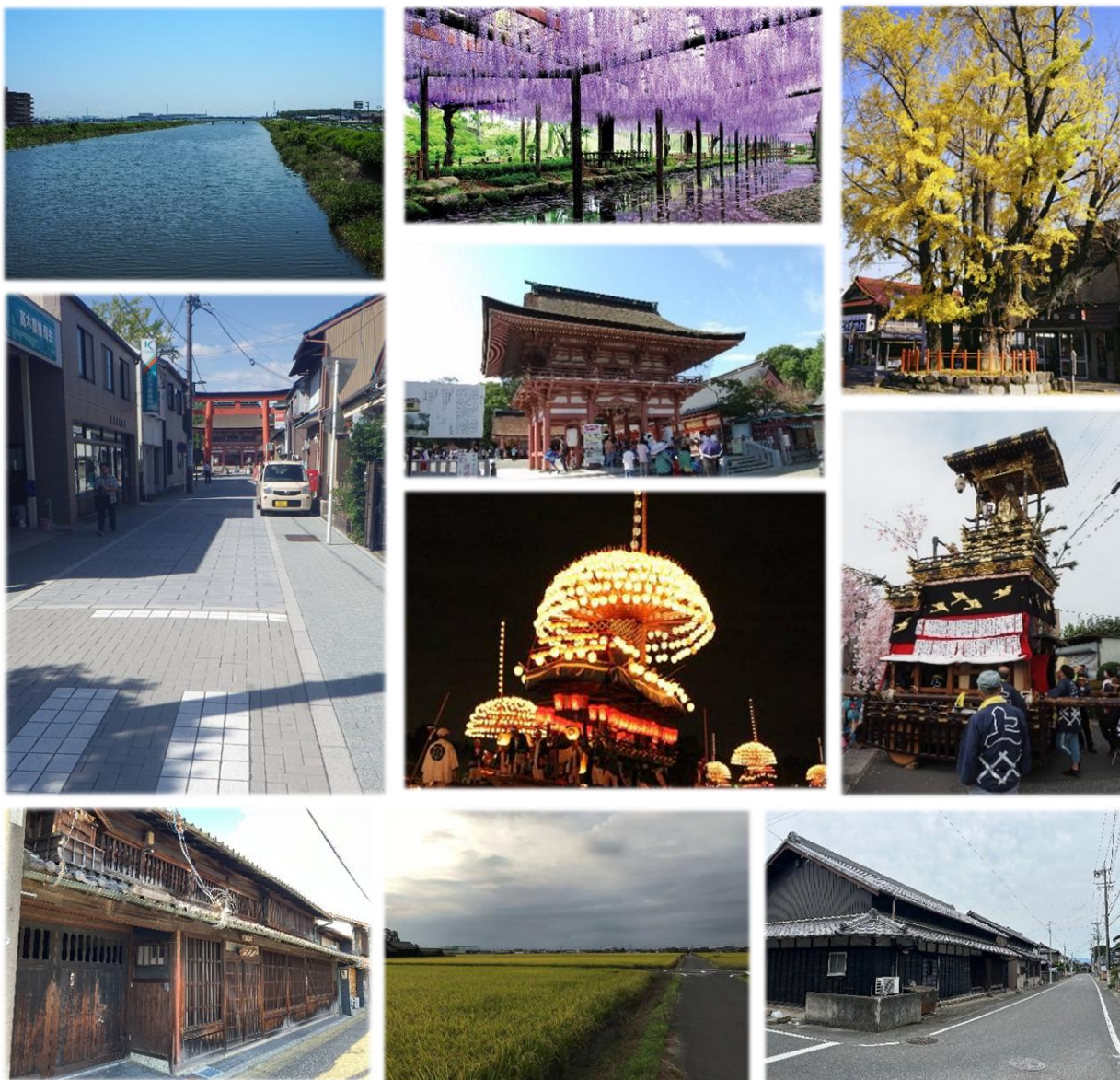
第3章 景観形成の基本理念と方針

3-1. 景観形成の基本理念

(1) 基本理念

地域に暮らす人々が中心となって推進する
風情ある町並みと快適な生活空間が共存する景観づくり

「津島市景観計画」は、現在に至るまでに形成され、守られてきた文化・伝統を保全しながらも、時代が必要とする土地利用、暮らす人々が望む生活のスタイルを実現するための機能を積極的に許容し、風情ある町並みに市民の笑顔、賑わいがあふれるような景観づくりを基本理念とします。



3-2. 良好な景観の形成に関する方針

(1) 市全域

本市は、市域のほとんどが起伏の少ない地域であり、この地形的特徴から、東部地域には広大な農地と集落地が分布しています。近年では、広域幹線道路の沿道を中心に、規模の大きな建築物が立地しています。この比較的新しい建築物は遠方からもよく視認でき、特に農地を背景とする風景を形成しています。また、西部の比較的標高の高い丘陵地のうち、名鉄津島駅西側では津島神社を中心とする風情ある町並みが残っております。

旧佐屋街道が通る神守地域では、旧街道筋の雰囲気と独自の文化があり、旧永和村の一部であった神島田地域には、今も集落地が形成され、養魚場の産業等、特徴のある町並みが残っています。

しかしながら、空き家率が名鉄津島駅西側の旧市街地では約25%、既存集落では約13%となっており、空き家が多い状況です。

このような本市の現状を踏まえて、市全域における良好な景観の形成に関する方針について、以下に設定します。

① 暮らす人々が中心となった景観まちづくりを推進します

「津島市景観計画」は、住民提案型のボトムアップでの景観まちづくりを推進します。それぞれの地域で、町並みの経緯や景観意識が異なるため、暮らす人々の意識の熟度に併せて景観まちづくりを行うことを基本とします。そのため、地域ごとに暮らす人々の景観に対する考え方を取り入れながら、地域にあった取り組みで部分的かつ段階的に取り組むこととします。



市民ワークショップの光景

② 津島市の町並みの魅力向上に取り組めます

市域全体に広がる眺望景観を構成する一団の農地の保全を図り、天王川公園や天王通り等のシンボルとなる公共空間では、景観面に配慮し、魅力向上に取り組めます。

本町筋等の旧街道筋は、風情ある建物が残っていることから、景観面として町並みを全体要素、歴史・文化的価値のある建築物等を個別要素として、沿道景観の保全に取り組めます。

町並みの魅力低下を防ぐために、市街地や集落地にある空き家を増やさないよう景観面からも適正管理を促します。また、産業廃棄物処理施設等についても、適正な設置がされるように促します。



市内に広がる一団の農地や集落地

③ 景観まちづくりを官民連携で取り組みます

行政は景観まちづくりの情報を広報誌やSNSで積極的に発信し、市民の積極的な参加や認知を促します。また、市民はワークショップや美化活動に参加することで、まちづくりへの意識向上や綺麗な町並みの維持に繋がります。



市民による美化活動の様子

(2) 津島駅西側地域（景観法第8条第3項）

名鉄津島駅西側地域は、天王通り沿道、本町筋沿道のまちづくりについて、住民参加による検討が継続的に進められています。風情のある町並み、残すべき風景、地域の問題点等を踏まえた、将来的な景観まちづくりの方向性、方針について住民が共有している段階です。

文化的な雰囲気、風情のある町並みに配慮しつつ、新しい住民を受け入れ、新しい商業の進出を推進できるような、景観まちづくりの折り合いをつけていきます。生活の場としての良好な景観を再生します。



津島駅から見た天王通りの町並み



本町筋沿道の町並み



津島神社周辺の町並み

(3) 神守地域

神守地域は、昭和30年に合併した神守村がその起源であり、佐屋街道の要衝となっていました。現在でも旧佐屋街道沿道には雰囲気のある木造建築物が残っており、憶感神社、吉祥寺付近の道が直角に折れる地点の周辺は、歴史的雰囲気があります。

尾張津島秋まつりも行われており、今後は、住民による景観まちづくり活動を見守りつつ、良好な景観形成に向けた取組みを推進します。



神守宿の雰囲気の残る町並み



尾張津島秋まつり（神守地域）



穂歳神社

(4) 神島田地域

神島田地域は、昭和31年に合併した永和村の一部がその起源です。地域内にはいくつかの集落が分布しており、集落内道路の線形、周辺に分布する農地は永和村の原風景を伝えています。また、養魚場の産業等の原風景も残っています。

尾張津島秋まつりも行われており、今後は、住民による景観まちづくり活動を見守りつつ、良好な景観形成に向けた取組みを推進します。



地域の産業の町並み 養魚場



神楽



唐臼神社

第4章 景観計画区域の設定

(景観法第8条第2項第1号)

本市の景観計画は、地域によって景観特性が異なることやアンケート調査、ワークショップ等のこれまでの検討深度を踏まえ、段階的に景観計画区域を追加していく「成長型の景観計画」とします。

図4-1に示す通り、名鉄津島駅西側の「天王通り沿道地区」、「本町筋沿道地区」、「津島神社周辺地区」を景観法に基づく景観計画区域(法定)とします。また、継続的に景観まちづくり活動を行い、法定区域への指定を検討する景観計画区域(法定候補)として「神守地区」「神島田地区」、景観まちづくり活動によって景観を保全する景観計画区域(任意)として「歴まち計画重点区域」、これら以外の地域を引き続き景観に配慮していく景観配慮区域(任意)として区域分けします。なお、「神守地区」「神島田地区」については、法定候補時点では市街化区域を範囲とするが、法定区域の指定を検討する際には周辺の市街化調整区域も含め検討する。

各区域に関する法的な位置づけや届出並びに景観形成基準の適合有無等、詳細については表4-1のとおりです。

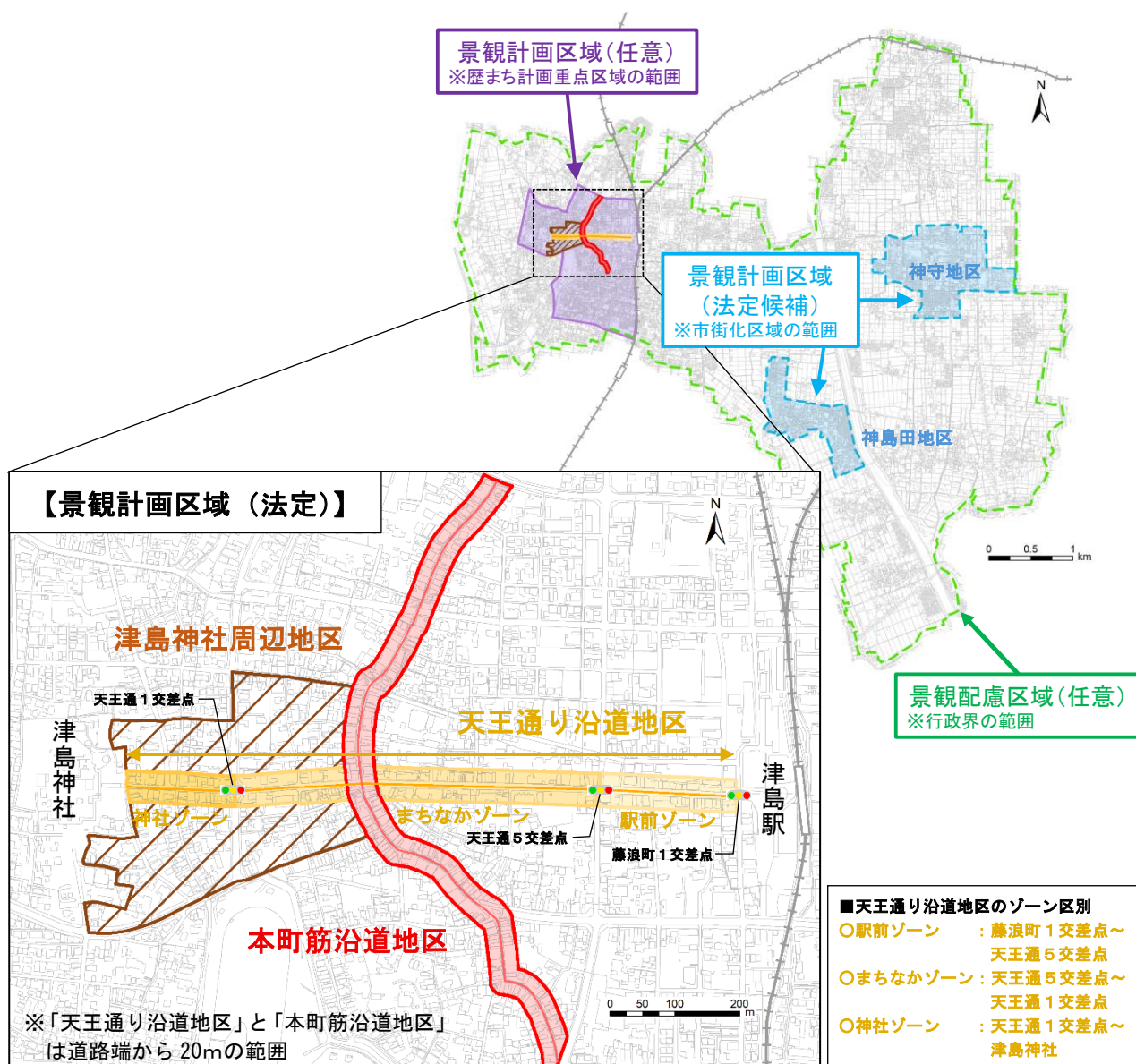


図4-1 景観計画区域(法定)とその他の地区設定

表4-1 各区域の詳細な説明

区域名称	各区域の詳細の説明	段階的な区域の設定
景観計画区域 (法定)	<p>■法的な位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観法第8条第2項第1号に基づく景観計画区域 <p>■区域の詳細</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天王通り沿道地区(道路端から20mの範囲) ・本町筋沿道地区(道路端から20mの範囲) ・津島神社周辺地区(風致地区、道路、町字界で囲まれた図4-1に示す範囲) <p>■届出並びに景観形成基準との適合有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模・条件を満たす建築行為については届け出が必要であり、景観形成基準で定めた内容を満たす必要がある 	
景観計画区域 (法定候補)	<p>■法的な位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づかない市独自の区域 <p>■区域の詳細</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神守地区(市街化区域) ・神島田地区(市街化区域) <p>■届出並びに景観形成基準との適合有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出の必要なし(景観形成基準との適合確認なし) 	
景観計画区域 (任意)	<p>■法的な位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づかない市独自の区域 <p>■区域の詳細</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致維持向上計画で設定している重点区域 <p>■届出並びに景観形成基準との適合有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出の必要なし(景観形成基準との適合確認なし) 	
景観配慮区域 (任意)	<p>■法的な位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づかない市独自の区域 <p>■区域の詳細</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記区域を除く市全域 <p>■届出並びに景観形成基準との適合有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出の必要なし(景観形成基準との適合確認なし) 	

まとめ ～景観計画区域の設定～

①津島市景観計画で定める「景観計画区域」は、景観法に基づく「景観計画区域(法定)」と市独自の任意区域がある

【景観計画区域の設定】

- ・景観計画区域(法定):天王通り沿道地区、本町筋沿道地区、津島神社周辺地区
- ・景観計画区域(法定候補):神守地区、神島田地区 ※市街化区域
- ・景観計画区域(任意):「歴史的風致維持向上計画」で設定している重点区域
- ・景観配慮区域(任意):上記区域を除く市全域

②今後の市内の状況や地域が主体となった検討深度によって、必要に応じて段階的に景観計画区域の設定を見直す



第5章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第2号)

5-1. 基本的な考え方

本市の景観計画は、現在に至るまでに形成され、守られてきた文化・伝統を保全しながらも、時代が必要とする土地利用、暮らす人々が望む生活のスタイルを実現するための機能を積極的に許容し、風情ある町並みに市民の笑顔、賑わいがあふれる景観づくりを目指すものです。

そのため、良好な景観形成の行為の制限は市民の生活になじみ、市民にとって受け入れられるものである必要があります。

本市では、アンケート調査やワークショップ、説明会等で把握した市民や土地・建物の所有者の意向を重視し、行為の制限に関する事項を検討しました。

5-2. 行為の制限とは

景観法に基づき定めた景観計画区域内で行う建築行為等に対して、景観計画で定めた基準(景観形成基準)に適合するように制限を行います。その際に、一定規模以上の建築行為等(届出対象行為)に市への届出を義務化し、良好な景観への誘導を図ります。(図5-1)

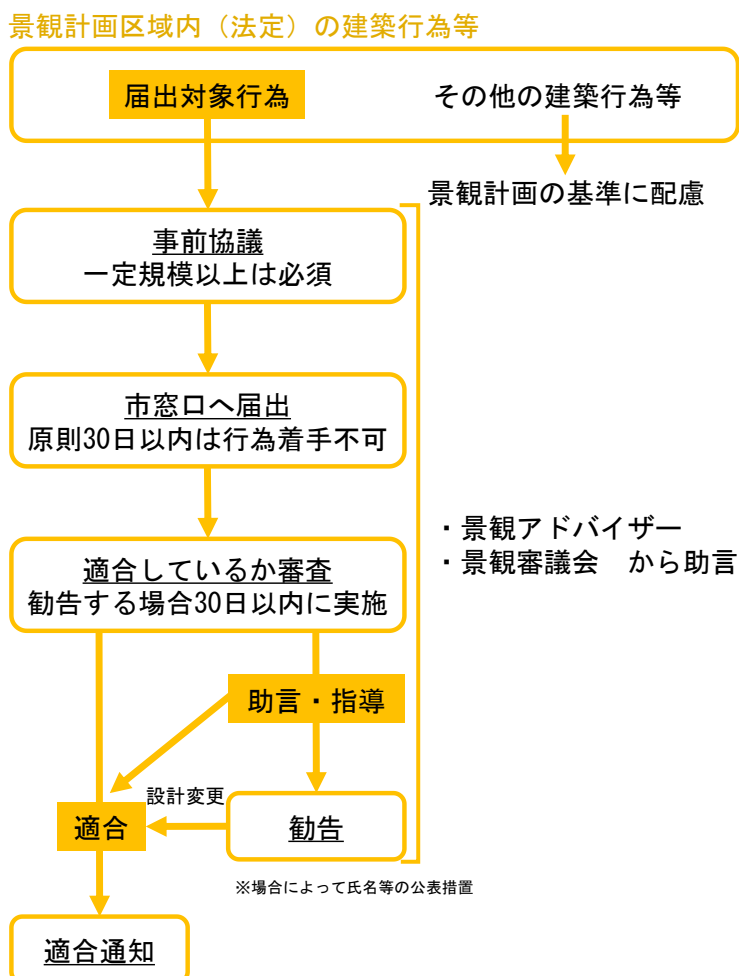


図 5-1 景観計画区域内（法定）の届出の流れ

5-3. 届出対象行為

届出対象行為は、以下のとおりとします。(表5-1)

表5-1 届出対象行為と届出対象の規模

届出対象行為		届出対象の規模
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		●全ての建築物 (建築基準法第2条第1号)
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	擁壁、柵、垣、塀、門その他これに類するもの	●全ての擁壁、垣、柵、塀、門その他これに類するもの
	自動販売機	●全ての自動販売機 (建築物等に付帯する施設を含む)
開発行為(都市計画法第4条第12項に規定するもの)		●500㎡以上
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(景観法施行令第4条第4号の規定によるもの)		●60日を超えて残置するもの (建築資材置き場についても同じ)

5-4. 景観形成基準

当市の景観形成基準は、条例に基づき守るべき「遵守基準」、市が推奨して自主判断により配慮する「推奨基準」の2段階とします。

なお、本町筋沿道地区と天王通り沿道地区について、道路から見える範囲が景観形成基準の対象となります。

(1) 遵守基準

① 遵守基準とは

遵守基準とは、景観計画区域内において「守るべき基準」となります。届出内容が遵守基準に適合しない場合、市長は届出者に対して、設計の変更を勧告、氏名の公表をすることができます。

景観計画区域内で重点地区を指定することができ、その場合、特定届出対象行為となるため変更命令を行うことができます。ただし、これは厳しい制度のため、運用開始当初は重点地区には指定せず、勧告までとします。

今後、景観形成基準を守らない事例が多い場合、地域と協議のうえ、重点地区を指定する可能性があります。

② 景観形成基準（遵守基準）

景観計画区域を本町筋沿道地区、天王通り沿道地区、津島神社周辺地区に分け、地区ごとに適した景観形成基準を設定しました。(表5-2)

本町筋沿道地区には、江戸時代末期や明治時代に建てられた町家が残っており、この風情ある沿道景観を保全・再生するための基準を設定します。建築物の基準は、風情を守りつつ、暮らす人の生活も確保することも考え、建築物は高さ10m以下、和瓦屋根、低彩度の外観を基本としました。また、工作物等の基準は周辺の町並みに調和するようにしました。

天王通り沿道地区では、津島駅西地域のまちづくりの軸となる天王通りがあり、区間によって景観の特徴が異なるため、神社ゾーン、まちなかゾーン、駅前ゾーンに区分し、基準を設定しました。神社ゾーンには津島神社への参道があり、駅前ゾーンは津島駅やマンション等の都市的な景観となることから、神社ゾーンから駅前ゾーンに向かうほど自由度がある基準としました。神社ゾーンでは、本町筋沿道地区と同様な風情ある町並みの基準を設定し、駅前ゾーンでは建築物の高さ基準を設定しないため、壁面後退を設定することで歩行者に圧迫感が無いように設定しました。

津島神社周辺地区では、高い建築物が多くなり、津島神社や天王川公園からの眺望景観が阻害されないようにするため、建築物の高さ基準を設定しました。

表5-2 地区別の遵守基準

遵守基準	本町筋沿道地区	天王通り沿道地区			津島神社 周辺地区	
		神社ゾーン	まちなかゾーン	駅前ゾーン		
建築物	高さ	10m以下	12m以下	15m以下	-	18m以下
	配置	-	-	-	・道路境界線より壁面を1m以上後退する。	-
	色彩	表5-4のとおり (着色していない自然素材を除く)	表5-5のとおり (着色していない自然素材を除く)	-	-	-
	屋根	・和瓦を使い、切妻屋根、寄棟屋根、入母屋根、方形屋根、差しかけ屋根、片流れ屋根等で本町筋もしくは天王通りに向かう屋根勾配を基本とする。和瓦は基調色の色彩とする。 ・和瓦を用いない場合は、無彩色で明度4以下の色彩とする。 ・上記以外の場合は、外壁の色彩・形態意匠を周辺の町家と調和を図る。		-	-	-
工作物	配置	-	-	-	・道路境界線より1m以内に配置しない。 ※1	-
	形態意匠	・擁壁、柵、塀その他これに類するものは、周辺の町並みと調和を図る。		-	-	-
	色彩	・擁壁、柵、塀その他これに類するものは、周辺の建築物等の色彩と同系色とする。(着色していない自然素材を除く)		-	-	-
	売機 自動販	・周辺の町並みと調和を図る。(茶系や濃灰色等の落ち着いた色を用いる、津島市の文化等に配慮したデザインにする。)		-	-	-
資源その他の物件の堆積	石、屋外における土、廃棄物、再生	・本町筋及び天王通りから直接見えにくい位置に設置する。見える位置に設置する場合は、柵等で隠す等により周辺の町並みと調和を図る。			-	
屋外広告物	形態意匠	・電飾等が点滅、可動する広告物は使用しない。 ・過度に明るい照明による屋外広告物の照射はしない。		-	-	-
	色彩	・地色(背景部分の色)には黒色・赤色・高彩度※ ² を使用しない。 ・会社等のロゴマークの地色が原色の場合、地色と文字色を反転させる等の工夫を行い、町並みに配慮する。 ・壁面広告は、建築物の色彩基準を適用する。		-	-	-

※1) 1mの後退地を視覚的に遮らない支柱や屋根は除く。

※2) 高彩度色の定義: 彩度12を超えるもの

黒色の定義: 色相Nで明度3未満のもの

赤色の定義: 色相Rで彩度8を超えるもの

■高さの定義

○「建築物の高さ」は、建築基準法施行令第2条第1項第6号の「地盤面からの高さ」とする。また、階段室、昇降機塔等屋上部分及び棟飾等屋上突出部の高さの扱いについては階段室、昇降機塔等の水平投影面積の合計が建築面積の1/8以内であり、且つ、その部分の高さが5mまでは高さに算入しない。

■高さ制限の許容範囲(無条件で許容される高さ)

○屋上の構造物等の水平投影面積の合計が建築面積の1/8以内である場合、5mまでを許容する。(屋外広告物に関する規制で屋上広告物の制限を行う場合はその規制を優先する。)

※高さ以外の景観基準(推奨基準含む。)を遵守する場合、高さ基準を緩和する場合がある。(津島市景観審議会にて審査)

※景観計画策定時の高さが基準を超えるものであった場合には、景観アドバイザーと協議し、認めることがある。

コラム ～屋根の形状や素材、色彩について～

本計画では表5-2に示すとおり、本町筋沿道地区と天王通り沿道地区(神社ゾーン)において屋根の遵守基準を設定しました。

- ▶ 本町筋沿道の町家は、道路に向かう屋根勾配が多く、その統一的な要素が風情ある町並みを形成しています。その町並みを保全するために、道路に向かう屋根勾配を基準としました。
- ▶ 近年では和瓦を用いなくても、風情ある建物をデザインしている例も多いことから、和瓦以外の屋根素材でも無彩色で明度4以下の色彩であれば適合する基準としました。

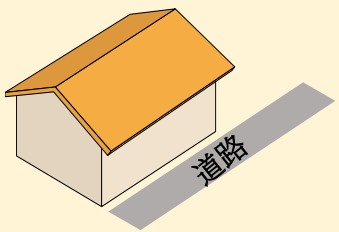


本町筋沿道の町家

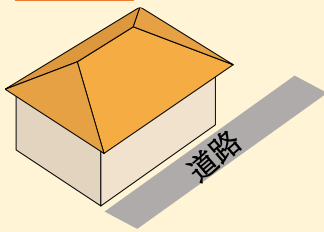


和瓦を用いた屋根の事例

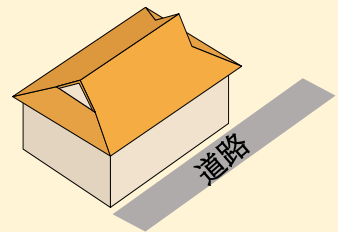
切妻屋根



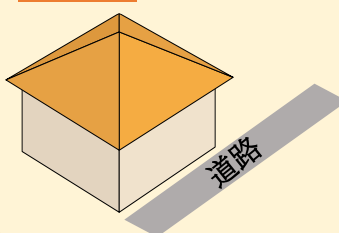
寄棟屋根



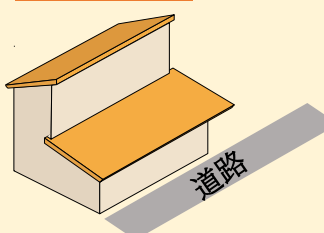
入母屋屋根



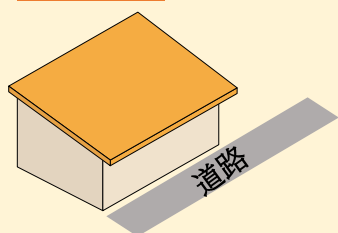
方形屋根



差しかけ屋根



片流れ屋根



③ 色彩の考え方（マンセル表色系）

景観形成基準では、色彩を正確に示す必要があるため、JIS規格等でも採用されている「マンセル表色系」を採用します。(図5-2)これは、10色の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)から「明度」「彩度」の組み合わせによって色彩を表します。

「明度」は明るさ、暗さを0～10で表現し、数値が小さいほど暗く、高いほど明るくなります。

「彩度」は鮮やかさを0～16程度で表現し、数値が小さいほど色味が無く、高いほど鮮やかになります。数値が0の場合は白やグレー等の無彩色となります。

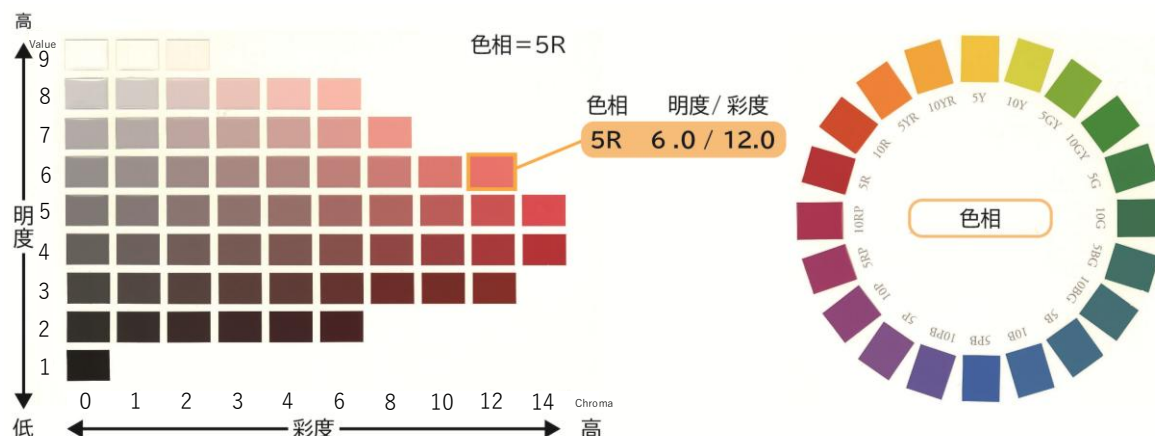


図 5-2 マンセル表色系の見方

④ 色彩配分

色彩基準(遵守基準)については、表5-3に示すとおり基調色、副基調色、強調色の3段階で基準を定めます。(「建築と色彩, 学芸出版社」参照)

表5-3 色彩配分

段階	内容	外壁各面の配色
基調色	外観の大部分を占める色彩	70%以上の面積
副基調色	基調色に配して変化や特徴を付ける色彩	30%以下の面積
強調色	小面積で使用し、全体を引き締め、きわ立たせ、装飾効果のある色彩	副基調色のうち5%以下の面積

コラム ～基調色・副基調色・強調色とは?～

①基調色

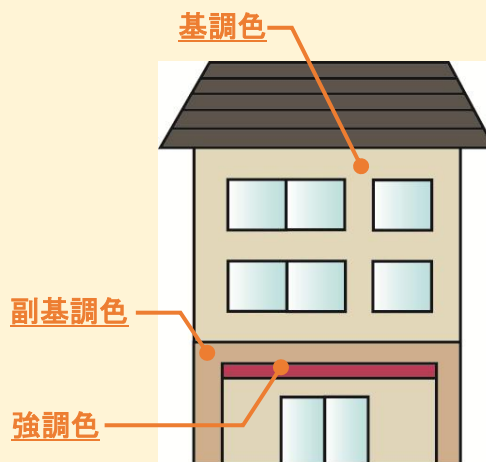
・外観の大部分を占める色彩のことで、ベースカラーと呼ばれることもあります。

②副基調色

・基調色に配して変化や特徴を付ける色彩のことで、サブカラーと呼ばれることもあります。

③強調色

・小面積で使用し、全体の引き締めやきわ立たせなど、装飾効果のある色彩のことで、アクセントカラーと呼ばれることもあります。



⑤ 色彩基準

ア) 本町筋沿道地区

本町筋沿道地区における色彩は、ワークショップ等で意見があった「落ち着いた色が良い」「奇抜な建物は風情に合わない」という考え方を基本とします。ただし、現状の景観では風情に合わない色彩が増えているため、町家を基本とした色彩基準を設定しました。

本町筋沿道地区の町家の色彩調査結果は図5-3、図5-4のとおりです。

本町筋沿道地区の町家の色を調査したところ、無彩色(白や黒)が全体の約52%を占めていることが分かりました。図5-4のとおり、無彩色の中でもN0.1~1.0の黒に近い色は比較的出现数が少なく、N1.1~6.0のグレーに近い色の出現数が多くなっています。

無彩色以外では、図5-3のとおり、R(赤)、YR(橙)、Y(黄)、PB(青紫)、RP(赤紫)の出現数が比較的多い結果となっています。全体の約14%を占めるYR(橙)の色は、町家の外観部分で、格子や戸、窓枠に用いられている木材の色です。

調査結果を踏まえ、本町筋沿道地区の色彩基準は表5-4、図5-5のとおり設定します。

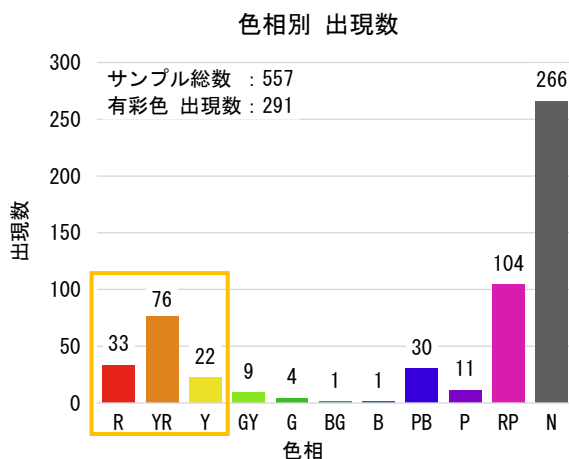


図5-3 色彩の出現数の分布 (本町筋沿道地区)

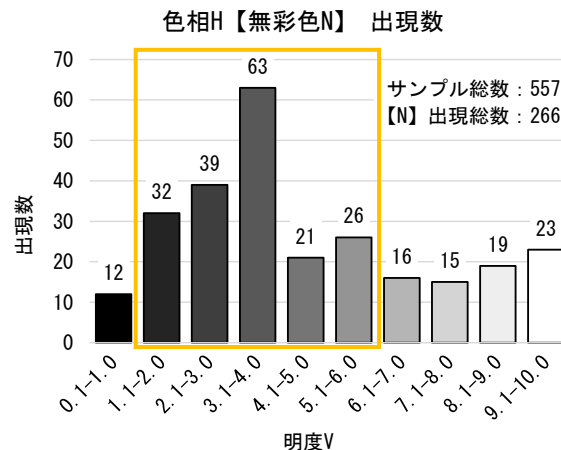


図5-4 無彩色 (N) の分布 (本町筋沿道地区)

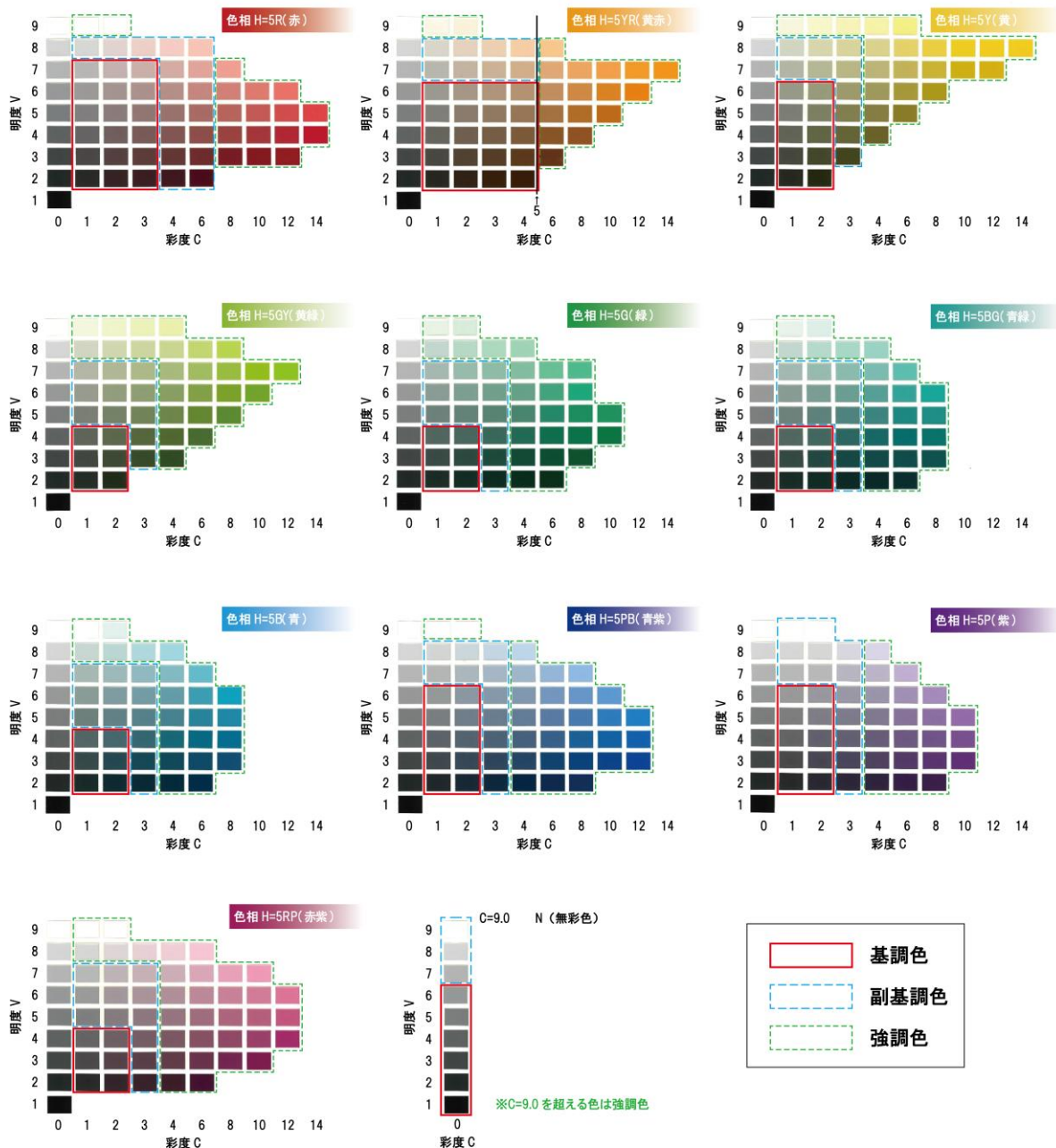
表5-4 本町筋沿道地区の色彩基準

色相		明度		彩度	
記号	名称	基調色	副基調色	基調色	副基調色
N	無彩色	6度以下	9度以下	—	—
R	赤	7度以下	8度以下	3度以下	6度以下
YR	黄赤	6度以下	8度以下	5度以下	5度以下
Y	黄	6度以下	8度以下	2度以下	3度以下
PB	青紫	6度以下	8度以下	2度以下	3度以下
P	紫	6度以下	9度以下	2度以下	3度以下
その他		4度以下	7度以下	2度以下	3度以下

※副基調色の範囲には、基調色の範囲を除く。

※強調色の範囲は基調色及び副基調色に該当しない範囲とする。

本資料は「JIS標準色票(発行:日本色彩研究所)」を用いています。



備考
・マンセル表色系は日本産業規格(JIS Z 8721)を用いる。
・印刷用紙や環境の影響で色合いに変化が生じるため、正確な色彩はJIS標準色票で確認する。

図5-5 本町筋沿道地区の色彩基準

イ) 神社ゾーン（天王通り沿道地区）

天王通り沿道地区のうち、神社ゾーンの色彩は、ワークショップ等で意見があった「鳥居より目立たない色」という考え方を基本とし、現状の色彩分布から目立たない基準を設定しました。

天王通り沿道地区、神社ゾーンの色彩調査結果は図5-6、図5-7のとおりです。

神社ゾーンの町並みの色を調査したところ、無彩色（白や黒）が全体の約58%を占めていることが分かりました。図5-7のとおり、無彩色の中でもN0.1～2.0の黒やN9.1～10.0の白に近い色は比較的出现数が少なく、N2.1～7.0のグレーに近い色の出現数が多くなっています。

無彩色以外では、図5-6のとおり、YR（橙）、Y（黄）、GY（黄緑）の出現数が比較的多い結果となっています。全体の約23～26%を占めるYR（橙）、Y（黄）、GY（黄緑）の色は、神社ゾーンにおいて特に外壁に用いられることの多い色です。

調査結果を踏まえ、神社ゾーン（天王通り沿道地区）の色彩基準は表5-5、図5-8のとおり設定します。

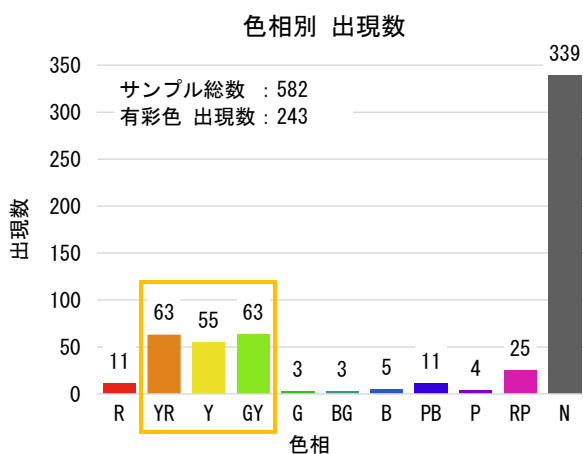


図5-6 色彩の出現数の分布（神社ゾーン）

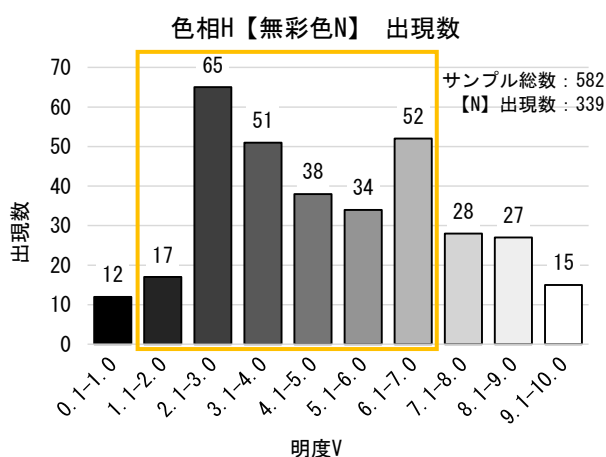


図5-7 無彩色（N）の分布（神社ゾーン）

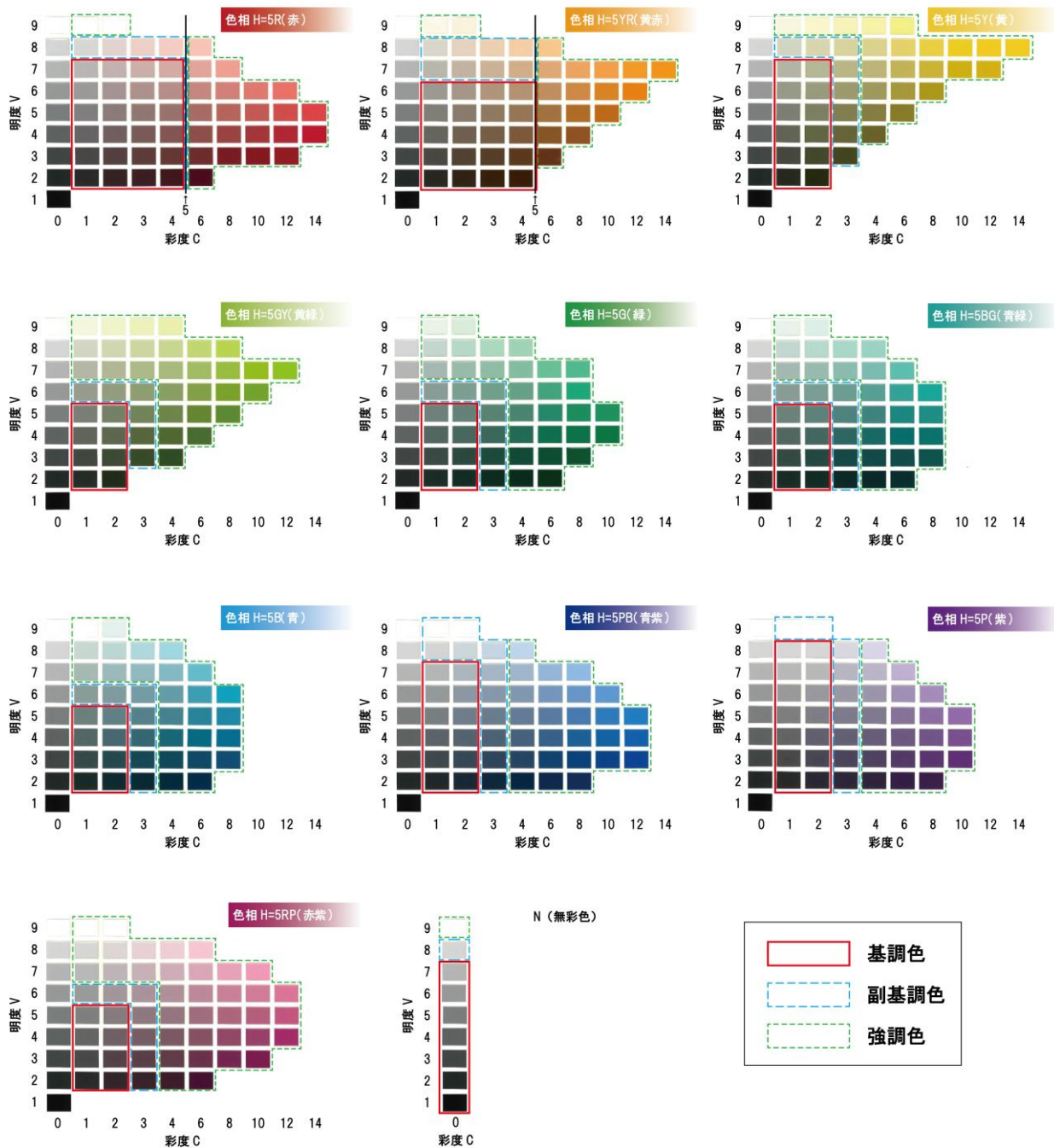
表5-5 神社ゾーン（天王通り沿道地区）の色彩基準

色相		明度		彩度	
記号	名称	基調色	副基調色	基調色	副基調色
N	無彩色	7度以下	8度以下	—	—
R	赤	7度以下	8度以下	4度以下	5度以下
YR	黄赤	6度以下	8度以下	5度以下	5度以下
Y	黄	7度以下	8度以下	2度以下	3度以下
PB	青紫	7度以下	9度以下	2度以下	3度以下
P	紫	8度以下	9度以下	2度以下	3度以下
その他		5度以下	6度以下	2度以下	3度以下

※副基調色の範囲には、基調色の範囲を除く。

※強調色の範囲は基調色及び副基調色に該当しない範囲とする。

本資料は「JIS標準色票(発行:日本色彩研究所)」を用いています。



備考
 ・マンセル表色系は日本産業規格 (JIS Z 8721) を用いる。
 ・印刷用紙や環境の影響で色合いに変化が生じるため、正確な色彩は JIS 標準色票で確認する。

図 5-8 神社ゾーン (天王通り沿道地区) の色彩基準

(2) 推奨基準

① 推奨基準とは

推奨基準とは、景観計画区域内において「配慮する基準」となり、建築物等に配慮することでより良い景観形成を図ることができる基準です。これは、条例ではなく、自主判断で配慮する基準となります。

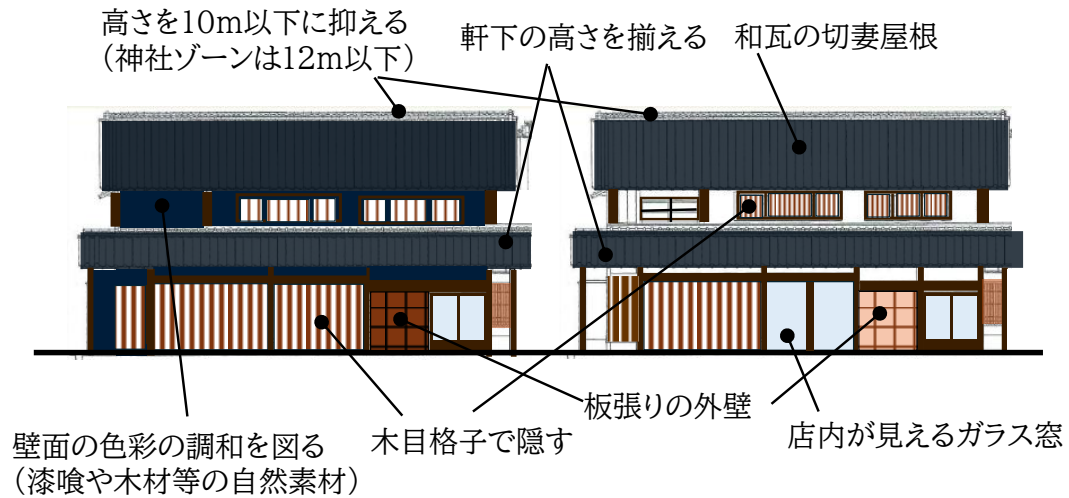


図 5-9 遵守及び推奨基準を満たした町家のイメージ

② 景観形成基準（推奨基準）

表5-6 地区別の推奨基準

推奨基準		本町筋沿道地区	天王通り沿道地区		
			神社ゾーン	まちなかゾーン	駅前ゾーン
建築物	配置	・外壁の位置を隣接する建物に揃えて、線的景観を維持・保全する。	-	-	-
	色彩	・強調色は暖簾や日よけ幕等のみに使用する。 ・無塗装木材、あるいは木目調とする。 ・建具等は木製を使用したり、壁面の色彩に調和させる。 (着色していない自然素材を除く)	-	-	-
	付帯設備	・本町筋及び天王通りから直接見えにくい位置に設置する。 見える位置に設置する場合は、茶系色の使用や木目格子で隠す等で建築物との調和を図る。	-	-	-
	形態・意匠	・隣接して町家等が現存する場合、1階軒先が連続するように高さを配慮する。 ・鉄骨造や鉄筋コンクリート等の構造に限らず、外観を和風とする。	-	-	-
		-	・店舗はできる限り、ガラス窓等で店内が見えるよう配慮する。ただし、業種によって店内が見えない方が良いものはこの限りでない。		
工作物	位置・配置	・駐車場を配置する場合は、門扉、塀、生垣等で隠し、連続性を維持する。	-	-	-
		・本町筋及び天王通りから直接見えにくい位置に設置する。 見える位置に設置する場合は、柵等で隠す等で周辺の町並みと調和を図る。	-	-	-
	形態・意匠	・周辺の町並みと調和を図る。	-	-	-
色彩	・周辺の建築物等の色彩と同系色とする。(着色していない自然素材を除く)	-	-	-	
太陽光発電施設	・本町筋及び天王通りから直接見えにくい位置に設置する。 見える位置に設置する場合は、柵等で隠す等で周辺の町並みと調和を図る。	-	-	-	
屋外広告物	位置	・屋上に設置しない。	-	-	-
	形態・意匠	・木調の看板とする。 ・電光掲示板は設置しない。	-	-	-
	色彩	・壁面広告の場合、地色を壁面と同系色とする。	-	-	-
	その他	・自家用広告物、施設案内広告物以外は設置しない。	-	-	-

現在の町並みから形成基準に沿った町並みへの
比較をパース図で表記

第6章 景観重要公共施設の整備及び維持管理について

(景観法第8条第2項第4号ロ)

景観重要公共施設は、景観形成上重要な公共施設を位置づけ、整備や占用許可の基準を定めて誘導することによって良好な景観の形成を図ろうとするものです。

本市では、本町筋を景観重要公共施設として位置づけ、天王通りを対象候補として位置づけを検討します。

(1) 本町筋（市道北町本町1号線、市道今市場本町1号線、本町舟戸1号線の一部）

本町筋は、旧津島上街道・下街道に位置し、江戸時代には津島神社へのお蔭参りの風習が盛んになり栄えた街道です。本町筋沿道には、江戸時代末期や明治時代に建てられた町家が残っており、この風情ある沿道景観を保全・再生するために、第4章で本町筋沿道地区として景観計画区域(法定)としました。その沿道景観の保全に併せて、道路を景観重要公共施設として景観に配慮した整備を行います。現在、整備が完了している区間については、適切な維持・管理に努めます。

(2) 天王通り（市道東門前線、県道129号一宮津島線の一部、県道138号津島停車場線）

天王通りは、昭和5年3月に全線開通後、続々と商店が進出し、津島随一の商店街となり大いに賑わいました。近年では、空き家や空き店舗が増えており、かつての賑わいを失いつつあります。そこで、「津島駅周辺まちづくり構想(案)」を公表し、天王通りを軸としたまちづくりに取り組んでいます。第4章においても天王通り沿道地区として景観計画区域(法定)としており、道路空間もあわせて景観に配慮した整備を行います。

整備方針としては、無電柱化事業を進め、歩行空間を拡大し、歩行者優先の歩きたくなる道路とします。現時点では、景観重要公共施設の対象候補とし、今後の関係機関協議を終えた後、整備方針が明確になった段階で景観重要公共施設に位置づけます。

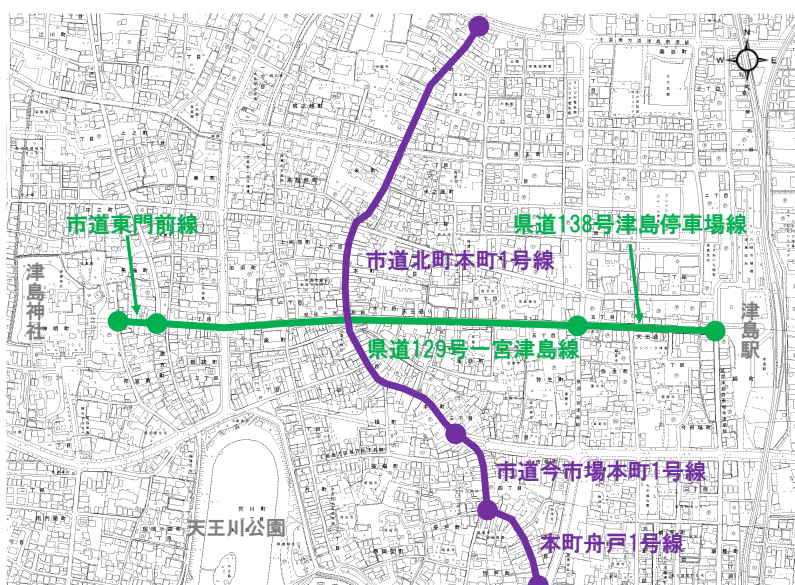


図 6-1 道路の景観重要公共施設及び対象候補の位置図



本町筋の現況



天王通りの現況

第7章 景観重要建造物及び樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号)

7-1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について

景観形成を図る上で重要な建造物や樹木は、その保全と活用を図るために、景観法に基づき、「景観重要建造物」「景観重要樹木」に指定することができます。また、文化財保護法(昭和25年法律第214号)や歴史まちづくり法に基づく指定とは関係性が強いため、連携を図ります。

本市では、次の指定方針を基準に指定するものとします。ただし、維持・管理には所有者の負担が大きく、所有者の意向が重要となることから、所有者による提案を基本とします。

7-2. 景観重要建造物の指定方針

景観重要建造物に指定することができる建造物は、以下のいずれかに該当するものとします。

- 地域のランドマークとして、良好な景観の形成を図る上で欠くことのできない建造物
- 地域の歴史や文化を伝え、特徴的な意匠が見られる建造物
- 地域の人々に親しまれている建造物

7-3. 景観重要樹木の指定方針

景観重要樹木に指定することができる樹木は、以下のいずれかに該当するものとします。

- 地域のランドマークとして、良好な景観の形成を図る上で欠くことのできない樹木
- 地域の歴史や文化を伝え、特徴的な樹姿が見られる樹木
- 地域の人々に親しまれている樹木

7-4. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手続き

景観重要建造物、景観重要樹木の指定については、景観審議会へ意見を聴くものとします。

第8章 屋外広告物の表示等の行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第4項イ)

景観計画区域においては、景観形成に関する総合的な取り組みが必要です。したがって、当該区域の良好な景観の形成の方針、建築物等の行為の制限に併せて、景観の重要な要素である屋外広告物についても、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を定めます。

また、市域全体については、津島市屋外広告物条例により屋外広告物の表示及び掲出物件に関する行為の制限を定めます。

8-1. 市域全域の行為の制限に関する事項

市域全域においては、景観への過度な干渉、かく乱、阻害を避けるため、津島市屋外広告物条例により、屋外広告物等の表示面積、個数、掲出位置、色彩、照明、素材等についての基準等を定め、適切な規制・誘導を行うものとします。

8-2. 景観計画区域の行為の制限に関する事項

景観計画区域においては、地域固有の景観特性を活かした景観形成を図るため、景観形成基準と連携した屋外広告物等の規制・誘導を行うものとします。

まとめ ～屋外広告物の表示等の行為の制限について～

- ①景観計画区域内と市域全域において津島市屋外広告物条例により、当該地区における屋外広告物等の表示面積、個数、掲出位置、色彩、照明、素材等についての**基準等を定め、適切な規制・誘導を行う**



一般的な屋外広告物の種類

※オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック
(屋外広告物適正化推進委員会作成) より

事例 高彩度色の使用を最小限とした標識(姫路市)



改修前



改修後

事例 市の象徴である藤を催した自動販売機(市内)



事例 2階の格子と調和した縄のれんの広告(熊本市)



第9章 良好な景観形成の推進方策

9-1. 良好な景観形成の推進体制

良好な景観を形成していくためには、行政が担う公共空間に並行して、住宅地や農地、店舗や工場等の民有空間での景観への配慮が必要不可欠です。このため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、お互いに協力しながら景観まちづくりを進めていくことが重要です。(図9-1)

また、市民や事業者は景観団体を組織することで、より積極的な活動が可能となります。

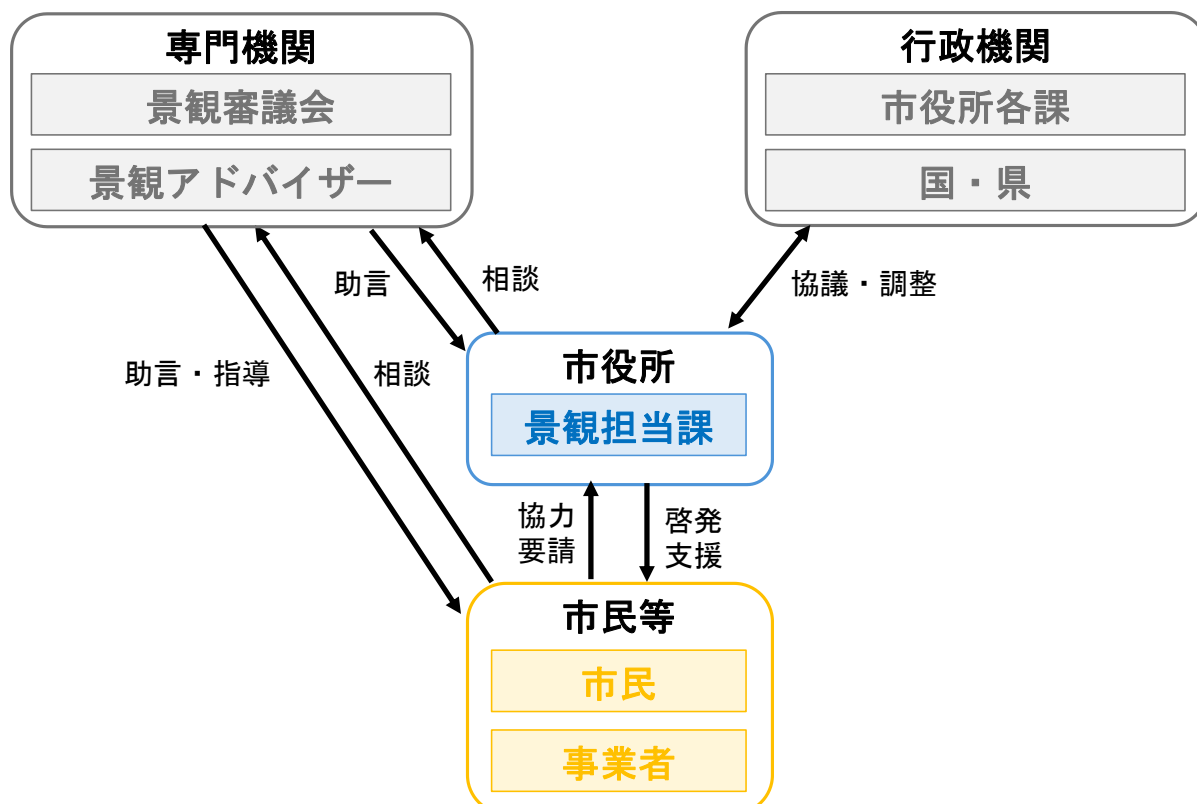


図9-1 関係主体の体制

(1) 市民の役割

景観まちづくりを進める上で、その主体となるのは地域を一番よく知り、そこに暮らす住民です。

日頃から身近な景観に対する意識を持ち、自らが景観づくりの担い手となって景観まちづくりに取り組むことが求められます。

【取り組み】

- ごみゼロ運動等の美化活動
 - 空き地や空き家の適正管理
 - アダプトプログラムによる緑化
- 等



アダプトプログラムによる緑化実績

(2) 事業者の役割

商業や工業、農林業、建設業等の事業者は、建築・土木・屋外広告物等直接的に景観を形成する事業に関わるため、景観への大きな影響を及ぼす可能性があります。

このため、事業者は景観への影響を認識し、津島市景観計画、津島市景観条例等に則った景観づくりに取り組む必要があります。

【取り組み】

- 事務所等に景観的な視点を考慮
- 地域住民の活動に協力
- 地域の歴史や住民の考えへの理解 等



景観に配慮したコンビニエンスストア（伊賀市）

(3) 行政の役割

本計画の基本理念及び基本方針に基づき、これらを踏まえた実現方策を展開します。

特に空き家については安全性の低下や公衆衛生の悪化、景観の阻害等地域環境に深刻な影響を及ぼす可能性があることから、津島市空家等対策計画に基づき、空き家の適正管理を進めます。

また、市民や事業者が主体的かつ積極的に良好な景観形成に向けた取り組みを実施していくためには、行政による支援が必要となるため、補助金等の支援制度の設立・拡充を検討していきます。

【取り組み】

- 景観形成に関する補助金等による支援
- シンボルとなる公共空間の景観整備
- 景観まちづくりの情報発信
- 空き家、空き地、産業廃棄物処理施設等の適正管理指導
- 生産緑地や農業振興地域農用地等の農地保全 等

9-2. 段階的な景観形成の推進

景観まちづくりに取り組むには、暮らす人々の建物等に一定の制限を設けることになります。暮らす人があつての景観であることから、生活空間との調和が重要となります。本市は、暮らす人々の考え方を重視して、地域ごとに景観計画区域の指定方法を分けています。今後、景観に対する検討状況に応じて段階的に景観法に基づく景観計画区域を追加していく「成長型の景観計画」として

います。
そのため、アンケートやワークショップで市民意向を把握し、地域関係者と十分に協議・調整を重ねながら、地域協働型で景観計画の見直しを検討していきます。

【景観計画の見直しの検討に至る例】

- 景観形成基準を守られないため、重点地区を指定して厳しくする場合
- 地元住民から景観形成基準を変更してほしいと要望が提出された場合
- 地域の景観への活動が活発化し、意識醸成が進んだ場合

等

まとめ ～良好な景観形成の推進方策～

①市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、お互いに協力しながら景観まちづくりを進めていくことが重要

【市民の役割】

・日頃から身近な景観に対する意識を持ち、自らが景観づくりの担い手となって景観まちづくりに取り組む

【事業者の役割】

・景観計画や景観条例などに則った景観づくりに取り組む

【行政の役割】

・景観計画の基本理念及び基本方針に基づき、これらを踏まえた実現方策を展開するとともに、市民や事業者の良好な景観形成に向けた取組みを支援する



②アンケートやワークショップで市民意向を把握し、地域関係者と十分に協議・調整を重ねながら景観計画の見直しを検討

参考資料

景観計画策定の経緯

本計画はアンケート調査やワークショップ、説明会等市民意向を把握する様々な機会を通して内容を検討し、庁内検討会議や策定委員会等で専門家や関係者等と密に協議・調整を行いながら策定しました。

表 津島市景観計画策定の経緯一覧

	年月日	内容	備考
令和5年度	8月1日	景観行政団体への加入を公示	
	9月1日	津島市景観計画策定委員会設置	
	12月	市民アンケート調査	回収率28.7% (489/1,500)
	1月25日	第1回庁内検討会議	
	2月16日	第1回景観計画策定委員会 ・景観計画の概要 ・津島市景観計画について ・市民アンケート調査結果	
	3月16日	第1回景観ワークショップ	35名参加
令和6年度	5月18日	第2回景観ワークショップ	27名参加
	6月15日	第3回景観ワークショップ	18名参加
	8月3日	第4回景観ワークショップ	13名参加
	8月20日	第2回景観計画策定委員会 ・津島市の景観特性（市民意識・景観資源） ・景観計画における区域の考え方 ・ワークショップの報告	
	10月2日	第2回庁内検討会議	
	12月～	地権者アンケート調査（津島駅周辺）	回収率64.4% (576/895)
	3月15日	第5回景観ワークショップ	33名参加
令和7年度	4月14日	第3回景観計画策定委員会 ・地権者アンケート調査結果 ・今後の予定 ・ワークショップの報告	
	5月22・24日	天王通りの景観のルールに関する説明会	59名参加（質疑応答件数35件）
	5月23・24日	本町筋の景観のルールに関する説明会	29名参加（質疑応答件数24件）
	7月～	地権者アンケート調査（佐屋街道神守宿）	回収率43.6% (51/117)
	7月2日	第3回庁内検討会議	
	8月8日	津島市都市計画審議会へ報告	
	8月20日	第4回景観計画策定委員会 ・景観のルールに関する説明会の開催結果 ・津島市景観計画の構成案・ワークショップの報告	
	2月13日	第5回景観計画策定委員会 ・津島市景観計画（素案） ・景観形成基準（案）	

令和8年度	4月15日	第4回庁内検討会議	
	5月22日	第6回景観計画策定委員会 ・津島市景観計画（案） ・今後の予定	
	7月10・11日	市民説明会	●名参加（質疑応答件数●件）
	8月●日	津島市都市計画審議会へ意見聴取	
	10月●日～●日	パブリックコメント	意見数●件
	11月●日	第7回景観計画策定委員会 ・説明会等の実施結果	
	12月●日	津島市議会 津島市景観計画公表 （津島市景観条例・津島市屋外広告物条例は令和9年4月1日施行）	